

令和 2 年

国見町議会会議録

第 5 回 定例会

令和 2 年 9 月 3 日開会

令和 2 年 9 月 11 日閉会

国見町議会

令和2年第5回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
請願・陳情の付託	9
議案の上程（報告第12号～認定第10号）	9
町長提案理由の説明	9
協議会関係の報告	15
代表監査委員の報告	16
散会の宣告	17

第2号（9月4日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21
一般質問	21

3 番 松浦和子君	21
① 1 月に任期満了を迎える国見町長選挙について	
5 番 村上 一君	25
① モモのせん孔細菌病対策について	
6 番 佐藤定男君	28
① 子ども・子育て支援について	
7 番 渡辺勝弘君	33
① 当町における今後のふるさと納税の取扱いについて	
10 番 浅野富男君	38
① これからの治水対策について	
② イノシシの被害対策について	
1 番 小林聖治君	46
① 新型コロナウイルス感染拡大の中での通信インフラの整備について	
② 災害発生時の町民避難対策等について	
2 番 佐藤 孝君	52
① 新型コロナウイルス感染症プレミアム付商品券事業について	
② くみにみ農業ビジネス訓練所事業について	
散会の宣告	67

第 3 号（9 月 7 日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
報告第 1 2 号 健全化判断比率の報告について	71
報告第 1 3 号 資金不足比率の報告について	71
報告第 1 4 号 専決処分の報告について	71
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	72
議案第 4 9 号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する 条例	74
議案第 5 0 号 国見町図書館設置及び管理に関する条例	75
議案第 5 1 号 字の区域の画定について	79

議案第 5 2 号	令和 2 年度国見町一般会計補正予算（第 6 号）	79
議案第 5 3 号	令和 2 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	90
議案第 5 4 号	令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	91
議案第 5 5 号	令和 2 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	91
散会の宣告		92

第 4 号（9 月 1 1 日）

議事日程		93
出席議員		95
欠席議員		95
遅参及び早退議員		95
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		95
本会議に出席した事務局職員		95
開議の宣告		96
認定第 1 号	令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	96
認定第 2 号	令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第 3 号	令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第 4 号	令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	118
認定第 5 号	令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	118
認定第 6 号	令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	119
認定第 7 号	令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第 8 号	令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	122
認定第 9 号	令和元年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	123
認定第 1 0 号	令和元年度国見町水道事業会計決算認定について	123
常任委員長報告		
請願第 1 号	東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する請願書の提出について	124
陳情第 1 1 号	国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書	125

追加日程の議決	126
町長提案理由の説明	126
議案第56号 工事請負契約について	127
同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	127
同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	128
同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	128
発議第5号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水の海洋放出に関する意見書	128
議員の派遣について	129
常任委員会の継続審査について	129
常任委員会の所管事務調査について	129
町長挨拶	130
閉議及び閉会の宣告	130

国見町告示第49号

令和2年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月20日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和2年9月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和2年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の付託
 - 請願第 1 号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する請願書の提出について
 - 陳情第 1 1 号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 第 5 報告第 1 2 号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 1 3 号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 1 4 号 専決処分の報告について
- 第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 4 9 号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 第 1 0 議案第 5 0 号 国見町図書館設置及び管理に関する条例
- 第 1 1 議案第 5 1 号 字の区域の画定について
- 第 1 2 議案第 5 2 号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第 1 3 議案第 5 3 号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 1 4 議案第 5 4 号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 1 5 議案第 5 5 号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 1 6 認定第 1 号 令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 2 号 令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 3 号 令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 4 号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 5 号 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 6 号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 7 号 令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 8 号 令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

- いて
- 第 2 4 認定第 9 号 令和元年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第 2 5 認定第 1 0 号 令和元年度国見町水道事業会計決算認定について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流 課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	澁谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおります。暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いません。

また、新型コロナウイルス感染対策として、演壇に飛沫防止パネルを設置しましたので、一般質問など登壇して長い時間発言する際は、マスクを外すことも認めることといたしますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番渡辺勝弘君、8番松浦常雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの9日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和2年第4回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第4回議会定例会で可決いたしました「被災児童生徒就学支援等事業」の継

続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書及び地方財政の充実・強化を求める意見書については、7月1日に内閣総理大臣、文部科学大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告3件、承認1件、議案7件、認定10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であります。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会について、10番浅野富男君。

10番（浅野富男君） 令和2年第2回伊達地方衛生処理組合議会臨時会は、6月30日午後2時より当組合会議室において開催され、八島博正議員とともに出席しました。

会議は、伊達市議会の議会構成が変更になったことなどにより、議会の組織に関する案件を提出議案に先立ち、審議しました。その結果、議長には、伊達市選出の丹治千代子氏、副議長には、桑折町選出の岩崎久男氏が選任されました。

この後、提出された5件についての審議を行いました。

報告第1号、専決処分報告については、本年3月5日から6日にかけての強風で清掃センター内のシートが飛散し、隣接地の果樹に枝折れを生じさせたことによる損害賠償を行ったものであります。損害賠償額は35万円であります。

次に、議案第8号、令和2年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に128万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5905万8000円とするものであります。歳出は、2款総務費一般管理費で派遣職員の異動及び職員の昇格により人件費に不足が生じたため、給料10万9000円、職員手当103万6000円、共済費12万4000円、負担金補助及び交付金2万円をそれぞれ増額し、歳入においては組合分賦金を増額するものであります。

議案第9号、令和2年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から147万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5610万1000円とするものであります。歳出は、1款衛生費において業務課長の退職に伴いまして職員1人の異動が発生し、会計年度任用職員1人を採用することになりました。これにより、人件費に差額が生じたために給料67万2000円、職員手当等38万3000円、共済費29万7000円を、負担金補助及び交付金12万2000円をそれぞれ減額し、歳入においては、組合分賦金を減額とするものであります。

議案第10号、令和2年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から324万8000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を5億5115万2000円とするものであります。歳出は、1款衛生費において業務課長の退職に伴う職員1人の異動を行いました。人件費に差額が生じたため給料159万8000円、職員手当等71万4000円、共済費64万5000円、負担金補助及び交付金29万1000円をそれぞれ減額し、歳入においては、組合分賦金を減額とするものであります。

なお、以上の3議案は全て原案どおり可決されました。

議案第11号、伊達地方衛生処理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選出の近藤眞一監査委員より辞職の届出があったことから、後任として提案された国見町選出の八島博正氏が同意されました。なお、詳しくは、お手許に配付の資料をご覧くださいと思います。

以上、第2回伊達地方衛生処理組合臨時会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について、3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 令和2年第2回公立藤田病院組合議会臨時会は、去る7月2日午後3時から公立藤田総合病院2階大会議室において開催されました。国見町議会からは東海林議長をはじめ4名の議員が出席いたしましたので、私から報告させていただきます。

公立藤田病院組合規約変更後初めての議会開催で、議席の指定、議長、副議長選挙および監査委員の選任についての臨時会の開催でした。議長が選出されるまで、国見町議会の松浦常雄副議長が仮議長を務めました。

管理者、病院長より挨拶がありました。

続いて、選挙第1号、議長の選挙について協議され、選挙によって議長を選出すべきとの意見が賛成多数を占め、選挙が行われました。結果、国見町議会の東海林議長が議長に選出されました。その後、東海林議長の議事進行で再開されました。

日程第3、第4、第5の終了後、休会に入り、別室において全員協議会が開催され、副議長の選任、監査委員の管理者選任に同意いたしました。その後、臨時会が再開され、議長から、副議長に桑折町議会の羽根田八千代議員が指名推選され、また、監査委員には伊達市議会の安藤喜昭議員の選任同意を可決しました。

臨時会の日程を全て終了し、閉会となりました。

以上、令和2年第2回公立藤田病院組合議会臨時会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 最後に、本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る8月25日午後2時より、福島地方水道用水供給企業団議会の8月定例会が福島市のテルサホール3階会議室で開催されました。

最初に、会議録署名議員の指名があり、会期を1日と決定し、新たに水企業団議会の議員に選出された議員の議席の指定がありました。

提出された議案は、議案第3号が決算認定の件、議案第4号は水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の2件であります。

企業長から提案理由の説明があり、審議に入りました。いずれの議案も原案どおり

全会一致で認定、可決されました。

詳細は、皆様のお手許に配付してあります資料をご覧くださいと思います。

以上で、報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇ 請願・陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、請願・陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であります。

お手許に配付した請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、陳情第12号は資料配付といたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇ 議案の上程（報告第12号～認定第10号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第12号から日程第25、認定第10号までの報告3件、承認1件、議案7件、認定10件を一括上程いたします。

なお、この21件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第12号から議案第55号までの11件については、7日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から認定第10号までにつきましては、最終日の11日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇ 町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに、令和2年第5回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました各議案についてご説明を申し上げます。

本定例会には、令和元年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定10件をはじめ、健全化判断比率の報告などの報告3件、専決処分の承認1件、条例制定などの一般議案3件、それから一般会計及び各特別会計の補正予算の議案4件、計21件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案申し上げておるところでございます。

まず冒頭に、令和2年第4回国見町議会定例会以降の町としての新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言につきましては、5月25日に全ての都道府県におきまして解除されましたけれども、その後も首都圏や関西などの大都市を中心に新規感染者が大幅に増加するとともに、福島県内におきましても、社会活動、経済活動のレベルが段階的に引き上げられていく中におきまして、新たな感染者、あるいはクラスターが発生しまして、第2波の状況と判断されるなど、予断を許さない状況となっております。

この間、町におきましては、定期的に新型コロナウイルス対策会議を開催し、県内感染情報の共有はもとより、新しい生活様式の徹底・確認とともに、職員による分散勤務の試行、地域経済回復・活性化対策、各種イベント等における新型コロナウイルス感染症対策方針の策定などにつきまして、それぞれ協議、決定をさせていただきました。

また、それらを踏まえまして、急施を要した補正予算につきましては、専決処分といたしたところでございます。

さらに、国の緊急経済対策としまして、迅速かつ的確に家計への支援を行うための特別定額給付金につきましては、申請率、それから支給率ともに100%となったところでございます。

次に、町民に対する感染予防対策の広報につきましては、防災行政無線による注意喚起、ももたんFMでの放送、お知らせ版の配布などにより取り組んでおります。加えまして、町長メッセージを町ホームページに掲載いたしておるところでございます。

そのほか、7月16日には福島県庁を訪問しまして、内堀知事などと感染症対策の意見交換、それからPCR検査の拡充などについて直接要請を行ったところでございます。

今後とも、国・県の動向を注視いたしますとともに、新しい生活様式の定着による感染防止と、地域経済の回復を図るため、町としてやらなければならないことは、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

次に、町政執行等の主なるものについて申し上げます。

1つ目でございます。東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

まず、仮置場除去土壌等の輸送などについて申し上げます。

環境省におきまして、平成27年度から中間貯蔵施設への輸送を進めており、今年度中には全ての輸送が完了する見込みとなっております。また、仮置場の原状回復工事につきましては、小坂方部1号、藤田方部2号、森江野方部1号で実施することとし、順次工事を発注いたしておるところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

今シーズンのPR事業につきましては、モモの初出荷に合わせまして7月5日に行いました道の駅国見あつかしの郷での無料配布を皮切りに、岩手県平泉町、栃木県茂木町、宮城県仙台市、岐阜県池田町、北海道ニセコ町におきまして、国見町産のモモのPR、トップセールスを行ってきたところでございます。

今後も、地域間交流の活性化を図りながら、町特産の米やリンゴ、あんぽ柿などの出荷時期に合わせた風評対策・特産品PR事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、令和2年産米のモニタリング検査について申し上げます。

福島県産米の信頼性の回復と食の安全・安心の確保のため、これまで行ってきました全量全袋検査に代わりまして、今年度からは県が行うモニタリング検査に移行することとなっております。

国見町では旧町村ごとに3か所、計15か所を選定し、今年20日からの検査に向けて準備を進めておるところでございます。

2つ目は、安全安心なまちづくりについてでございます。

大雨に伴います避難所の開設について申し上げます。

今年の7月には、九州地方を中心に記録的な大雨による甚大な被害が発生してございます。国見町におきましても、7月28日、大雨が予想されますとともに土砂災害への警戒も必要となりましたことから、小坂地区、石母田地区、大木戸地区の3か所に、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら速やかに避難所を開設しまして、自主避難者の受入れを行ったところでございます。

台風シーズンを迎えるにあたり、今後とも常に防災意識を高く持ち、迅速に対応できるようにしてまいりたいと考えてございます。

3つ目は、活力あるまちづくりについてでございます。

まず、地方創生推進事業について申し上げます。

企業版ふるさと納税を活用しました地方創生事業につきまして、株式会社ワンテーブルが製造します防災ゼリー「L I F E S T O C K」の国見町産のリンゴバージョンを、読売ジャイアンツとコラボレーションしたゼリーの販売による町のプロモーションを行ったところでございます。また、各メディアや道の駅国見あつかしの郷などでの販売及び町での防災事業などでの活用を図っていくことといたしてございます。

次に、地域おこし協力隊活動事業、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、5名それぞれが重要なプレイヤーとしまして、様々な事業の企画運営を行っておるところでございます。

また、国見ホイスコーレ事業につきましては、1つ目に、小中学生向けの学習支援としまして学び舎の運営、2つ目には、関係人口創出のための事業としましてオンライン短期ホイスコーレの開催、そして3つ目には、プロジェクト学習の開催による人材育成など、多種多様な事業を行ってきたところでございます。

次に、道の駅国見あつかしの郷の状況について申し上げます。

国見まちづくり株式会社では、本格的なモモの出荷に合わせまして、7月上旬からサマーフェスタとしまして、モモの特設販売コーナーを設置したほか、モモを使ったスイーツの販売やビアレストランの開設、花市の開催などを行ったところでございます。

町ではこれに併せまして、中尊寺蓮の展示や蓮池案内板の設置、それから宮城仙台圏の皆様を対象としまして道の駅国見あつかしの郷を拠点とした夏のくにみ周遊ツアーなどを実施し、町のPRに努めたところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策である地域経済回復・活性化事業について申し上げます。

去る8月1日には、町商工会の主催による希望の光プロジェクトが開催されまして、町内4カ所での花火の同時打ち上げと、夏のイルミネーションが3カ所で点灯されまして、町民の皆様にご元気で活力を与您いただいたところでございます。

また、8月2日には、経済対策としてのプレミアム商品券の販売会を開催しまして、6,000組、総額9000万円分の商品券が完売いたしましたところでございます。

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響につきまして、4月、5月の時期に比べ改善されていると思われましても、まだまだ先行きが不透明でございます。今後とも補助事業等を活用しながら、引き続き地域経済の回復と活性化につなげてまいりたいと考えております。

4つ目には、思いやりのあるまちづくりについてでございます。

まず、子育て支援事業について申し上げます。

屋内遊び場にみもたん広場、道の駅国見あつかしの郷に設置しております地域子育て支援センター木育広場つながる〜むにつきまして、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、両施設の連携による子育て支援を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、人権擁護の啓発の取組について申し上げます。

国見小学校の児童が育ててまいりました「人権の花」が7月28日、町に贈呈され、現在、庁舎正面に飾っているところでございます。花を育てることで、豊かな心、優しさ、思いやりなど人権教育につながっていくものと期待をいたしておるところでございます。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により自粛しておりました様々な健康づくり事業につきましては、6月より順次再開してございまして、通いの場につきましては、既に18カ所において自主化された上で事業が継続されてございます。

今後さらなる普及に努め、介護予防を進めてまいりたいと考えてございます。

また、健康づくりのもう一つの柱でございます減塩の取組についてです。

塩分摂取量の現状を把握するために、総合健診において尿中塩分測定を昨年度より実施しておりますけれども、平均摂取量につきましては男性、女性とも厚生労働省の目標値を大幅に上回ってございます。なお一層、減塩の取組を進めていかなければならないと考えてございます。

5つ目は、国見町の継続的な維持発展について申し上げます。

まず、総合計画推進事業について申し上げます。

令和3年度から10年間の町の指針となります第6次総合計画の策定につきまして、各起草委員会で施策の集約を行ってございまして、策定本部、審議会での議論を経まして、パブリックコメントを実施していく予定となっております。

次に、地域公共交通支援事業について申し上げます。

福島交通藤田経由小坂線の廃止及び藤田線の減便につきまして、去る7月2日に小坂線が通過する地域の町内会長との協議を行い、併せまして福島市など関係市町との協議を進め、それぞれご了解をいただくとともに、7月28日に開催いたしました地域公共交通会議におきまして、廃止や減便について決定されたところでございます。

10月1日からは新しいダイヤでの運行になる予定となっております。

次に、各種統計調査事業について申し上げます。

10月1日を基準日として実施されます国勢調査につきましては、第1回実施から100年の節目となる21回目の調査となっております。

町におきましても統計調査員協議会のご協力を得ながら、また、新型コロナウイルス感染症対策も念頭に、インターネットでの回答を勧奨し実施することとしておるところでございます。

次に、歴史を生かしたまちづくりについて申し上げます。

あつかし歴史館では、8月9日に大木戸歴史むらづくりの会との共催で七夕まつりを開催いたしましたところでございます。新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で様々なイベントやワークショップを実施し、子どもたちを中心に七夕まつりを楽しんでいただいたところでございます。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状について申し上げます。

去る8月4日でございますが、国見町に対しまして、本年度の知事感謝状が贈呈されたところでございます。国見町は大震災の年を除きまして14期連続での受賞でございます。引き続き、収納率の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーカードの交付状況につきましては、7月末日現在で、町から本人へ交付したカードの枚数につきましては1,858枚となっております。7月末日時点での人口が8,874人、これに対しまして交付枚数率でございますが20.93%となっております。

次に、くにもみ農業ビジネス訓練所運営事業について申し上げます。

研修事業につきましては、長期・短期研修とも、それぞれ計画どおり現在進んでおります。また、親子での体験研修としてミニトマトやエダマメの収穫体験会を開催し、子どもたちに収穫の喜びを感じていただいたところでございます。

次に、貝田地区など圃場整備事業について申し上げます。

平成29年度から実施をしましてまいりました区画整理工事については全て完成しまして、今後、権利者会議を経まして今年度内に換地処分まで完了する予定となっております。また、事業の範囲が確定したのに伴いまして、字の区域の画定について、本定例会に議案としてご提出をさせていただいております。

次に、小中学校等の状況について申し上げます。

小学校、中学校、幼稚園につきましては、昨年より10日遅れた8月1日から夏休みとなりまして、8月21日からは2学期が始まったところでございます。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染対策ガイドライン等に基づく感染防止対策をしっかりと行いながら、学校等の運営にあたってまいりたいと考えてございます。

次に、青少年育成事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、例年より開始が遅れておりましたけれども、6月下旬より少年仲間づくり教室など各種教室を開講いたしましたところでございます。

また、国見ジュニア応援団では、岩手県平泉町、岐阜県池田町との訪問交流ができないことから、オンラインシステムを使いまして、お互いの住む町についての理解やPRに努めているところでございます。

次に、芸術文化事業について申し上げます。

8月1日、2日に開催いたしました真夏のピアノ特別試弾会につきまして17組の参加がございました。名器ベーゼンドルファーの音色を楽しんでいただいたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第12号「健全化判断比率の報告について」から報告第14号「専決処分の報告について」までの3件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、議会へ報告するものでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり急施を要したため、一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第49号「国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」につきましては、公職選挙法の規定に基づきまして、また、議案第50号「国見町図書館設置及び管理に関する条例」につきましては、地方自治法及び図書館法の規定に基づき、それぞれ新たに条例を制定するものでございます。

議案第51号「字の区域の画定について」につきましては、貝田地区など圃場整備事業に伴うものでございまして、地方自治法の規定に基づき、字の区域を画定するものでございます。

議案第52号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2172万7000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9525万円とするものでございます。

歳出補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策、町道改良事業、それから施設修繕事業などとなっております。

議案第53号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第55号「令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの各特別会計につきましては、それぞれ前年度事業費の精算及び人件費の整理などによるものでございます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

まず、認定第1号「令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

歳入決算額につきましては68億1233万6000円、歳出決算額につきましては60億4023万4000円となりまして、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除きました実質収支額につきましては7億2883万7000円の黒字決算とな

ったところでございます。

平成30年度決算と比較しますと、歳入で20.4%、歳出で17.1%増加ということになってございます。その理由といたしましては仮置場の原状復旧、ため池の放射性物質対策、町道整備や歴史公園整備などの大型事業の実施、また、その財源となります国・県支出金の増、更に台風第19号の被害に伴う特別交付税の増によるものでございます。

次に、認定第2号「令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第10号「令和元年度国見町水道事業会計決算認定について」までの9件につきましても、いずれも黒字決算でございまして、それぞれ管理会や運営協議会等でのご同意をいただいております。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案について、一括しまして提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、追加議案といたしまして「工事請負契約について」、また、任期満了に伴います国見町教育委員会委員の任命と国見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める人事案件について予定をいたしてございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。



◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告申し上げます。

去る8月25日、桑折町役場応接室におきまして令和2年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は1件でございます。

認定第1号、令和元年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は2181万9789円、歳出決算額は1665万4486円でございます。歳入歳出差引き残金516万5303円につきましては翌年度へ繰越しとなったものでございます。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金の1528万円でございます。そのうち国見町分につきましては446万2000円でございます。負担率は29.2%でございます。

歳出の主なものは、火葬場施設費におけます需用費の624万9434円、委託料の1009万2568円でございます。

なお、国見町の火葬場の利用状況につきましては、平成30年度とほぼ同数の119件でございました。

以上、令和元年度決算につきましては、原案のとおり認定されたものでございます。なお、詳細につきましては、配付をされております写しをご覧いただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、令和元年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 令和元年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました令和元年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月17日から8月25日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、実質収支は赤字でないため、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は5.7%であり、早期健全化基準である25%を下回っているため、良好と言えます。

将来負担比率は41.6%で、基準の350%を下回っているため、良好な状態があります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をご覧いただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時より本議場において、報告・承認、条例、補正予算の議案調査会を行います。
その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

明日4日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

第 2 日

令和2年第5回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流 課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	澁谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、3番松浦和子君。

（3番松浦和子君 登壇）

3番（松浦和子君） 令和2年第5回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

11月に任期満了を迎える町長選挙についてお伺いいたします。

6月議会において、佐藤定男議員が太田町長の3期目への出馬についてご質問されました。その際の町長答弁は、任期がまだ5か月残っており、全うすることを第一と考えている、新型コロナウイルス感染状況を見極め、関係者と相談して判断するとのことでした。

平成24年11月27日にスタートした太田町政の実績につきましては、私が申し上げるまでもなく、町民の皆様が一番知るところです。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復旧復興への素早い対応によって、いち早く安心安全の町を取り戻しました。また、当初の計画から3代の町長に引き継がれた道の駅は、太田町政のスタートで拍車がかかり平成29年5月、復興のシンボルであり交流連携の拠点施設として、道の駅国見あつかしの郷が開業いたしました。以来、町内外からの多くの来場者でにぎわい、来場者が500万人を達成するほどの盛況を続けています。道の駅で販売されている切花は、日持ちが長く、野菜、果物も新鮮で、特にモモのコーナーは押すな押すなの大盛況を見せております。

そして、今は、新型コロナウイルス感染予防対策に全力で取り組んでいただいております。このことから、町政発展のため強いリーダーシップを発揮していただきたく、3期目への挑戦を期待したいと思いますが、町長ご自身のお考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、11月に実施されます町長選挙にあたりまして、心温まるエールをいただき、そしてまた、ご質問をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

思い起こしますと、町長に就任しまして8年経過をいたしました。あっという間だったなど、そして全力で自分なりに、能力不足ではありましたが、全力でやってきたなど、こんな思いを今つくづく感じておるところでございます。

振り返ってみますと、6月議会、佐藤定男議員にご答弁申し上げましたように、私が町長就任時には、大震災からの復旧復興の真っただ中でした。まだまだ国見町は鎮静化されていない、大変な状況でございました。除染の問題、県北浄化センターの汚泥の問題、農産物の風評被害の払拭、役場の再建などなど様々な課題がございました。

何とか力不足ではございましたけれどもやってまいりまして、一定の道筋をつけることができたかなと、これが私の一番の公約でございました。そんな思いをいたしております。

それから、私はどちらかというと動く人間でございますので、やはり町民に少しでも心の元気を取り戻して、じっとしていないで動いてほしいなという思いが常にございました。それが私の元気活力事業でございます。

義経まつりの復活、イルミネーション、ビッグツリー、様々なイベントをやりました。ちょっと多いのではないかという言葉なんかもありましたけれども、私はやはり心がめいると体がめいる、全体がめいるのですね。ですから、復興と同時にぜひ町民の皆様方に心の元気を取り戻してほしいなと、こんな思いで実施をしてみました。

それから、お質しの道の駅でございます。

これは、国・県から復興のシンボルとしてやったらいいのではないかとご指導いただきました。交流連携の拠点ともなっております。

それから、様々な自治体、ニセコ町、平泉町、池田町、茂木町等々と様々な交流連携、そして、応援大使の6名の皆様方、国・県との様々な連携、交流、そして、関係人口の拡大、これが国見町にとって欠かせないのです。八千幾らの人口です、いかに交流連携するか。将来を見据え、いろいろやってまいりました。

それから、歴史まちづくり計画。東北ブロックでは町村の部で1番目に認定をいただきました。福島県では白河市に続いて2番目でございます。今、公園の整備が行われております。

そして、地方創生事業としてのくにみ農業ビジネス訓練所は、国丸抱えで整備をいただきました。こういったオンリーワンのものが少しずつこれから国見町の未来に向けて、その成果が出てくるのかなという思いをいたしております。

そのほかいろいろあります。国見町の未来に向けた基盤、ベースづくりを私なりにやってきたかなという思いでございます。

近々では大変な状況でございました。皆様のご支援のおかげで何とか、今、この大変な状況については、落ち着きつつあるかなと、このような思いを致しております。

そして、降って湧いたコロナの問題でございます。感染防止、新しい生活様式の導入、それから、経済回復などなど、真っただ中でございます。鋭意、私なりに、力不

足ではございますけれども、現在対応させていただいておる状況でございます。

こういったことで、様々な事業等々についてやってまいりました。本当にここまで来れたのも、町民の皆様方、そして、議会の皆様方の本当に身に余るご支援、真心のご支援、あったればこそここまでやってこれたなど、本当に能力不足でございまして、そのような思いを実はいたしておるところでございます。

さて、前置きが長くなって恐縮でございます。私の思いをお伝えしたかったということでございます。

3期目の出馬についてでございます。

ただいま申し上げましたように、様々な公約した事業、大体道筋をつけたかなと、あと、復興・絆、交流連携、国見の未来をみんなで作る、みんなで作ろうというこの思い、こういった理念も何とか定着しつつある。この8年間で一定の道筋、基盤づくり、やれたなという思いがまず1つございます。

それから、実は私、今年で70歳になったのです。古希、70歳です。皆さんもご承知だと思いますけれども、中国に唐の時代の有名な詩人、漢詩の詩人です、杜甫という方がおります。その方の漢詩の一節に人生70歳、古来稀なり、まさに古希、70歳となっております。私も、この70歳というのが1つの人生の節目だなという思いをずっとここまでそういった思いでまいりました。そういう思いでございました。

すみません、70歳以上になっている方、私が今申し上げた思い、何となくお分かりになる方もいらっしゃるかなと思います。

それからもう一つ、今、コロナ禍でございます。

私は動く人間でございます。今、動けません。じっとしています。やはり、このコロナ禍の時代に求められる人間像、これは私は繊細な感覚、思いやりの気持ち、そして、若者、女性感覚が今後の町政には、このコロナの問題でやっていくには非常に求められる人間像なのかなと。特に真心でしょうかね、真心を持って皆さんに対応をしながらさらにこのコロナの問題の対応をしていく、その辺かなと思っております。

そういった様々なことが私の脳裏によぎりますけれども、そういったことを総合的に判断しまして、このたびの11月町長選挙3期目には出馬をしないということを、私自身、自分なりに決めさせていただきました。

そして本日この9月議会、この場において、明言をさせていただいたと思います。

本当にここまで支えていただきました、町民の皆様、議会の皆様、関係の皆様、改めて感謝申し上げますとともに、残された2か月余がまだございますので、その間については、自分なりに能力不足ではございますけれども鋭意全うしてまいりたいと考えております。

なお、退任後は一町民、当然国見町に住んでおりますので、一町民として誠心誠意町民としてできることを、しっかりと私なりに貢献したいなど、このような思いがございまして。あわせてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

改めて、11月出馬をしないということをお話をさせていただきまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） ただいま町長より2期目の任期を全うし退任されるとの固い決意をお伺いいたしました。

8年間の思いをお伺いし、驚きと感謝の気持ちが入り交ざって感無量でございます。

本日は、傍聴席に大変多くの町民の皆様が町長のお考えをお聞きしたく、おいでくださいました。改めて町民の皆様にもお言葉がございましたらお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

8年間、本当に皆様方のご支援のおかげでここまでやってきたかなと、このように思っております。

改めて、皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、これは先ほど申し上げましたけれども、一町民として今後できるだけふるさと国見町、私が生まれ育ったところでございますので、できることをしっかりと対応していきたいと考えておりますと同時に、ぜひ町民の皆さんにお願いしたいのは、一町民として人間として私あと十年、二十年生きるかどうか分かりませんが、ぜひ皆様方、友人としていろいろな意味で今後ともお付き合いいただければ非常にありがたいと思っております。

改めて、これまでの8年の様々なご支援に、心から敬意と感謝を申し上げまして、町民の皆様方、議会の皆様方に対する再質問のご答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） もう一度再質問させていただきます。

町長は、1期目、2期目と「復興・絆、交流連携、国見の未来をみんなでつくしましょう」のスローガンを掲げられて、町民の安心安全、幸せを願い続け、獅子奮迅の8年間であったろうと思います。

本当に最後の質問をさせていただきます。

町長が思い描き続けた国見の未来予想図と申しまししょうか、夢、希望。そういったものがありましたら、国見町民8,870人の皆様に向けてお話しいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再々質問にお答えを申し上げます。

先ほど来申し上げておりますように、8年間様々な事業をここまでやってまいりました。そして、復興の道筋、さらには将来の国見町の未来に向けた維持発展の基盤、ベース。それなりに、能力不足で完璧にはできなかったわけでございますけれども、何とか方向づけをすることができたかなと思っております。

私の夢は、やはりこの国見町を町としてぜひ残していきたいなと思っております。及ばずながら私も町として残せるように、国見町、素晴らしいですね。ネーミングもいい。素晴らしいです。町民の皆様とともに、この国見町を町として将来的にぜひ維持発展させていきたいと思っております。それが私の大きな夢です。

そういったものをいろいろ、ベースはございます。ただ、結論的にはそこです。それを、今後も一町民としてできることはやってまいりたいと考えております。

以上、再々質問のご答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 何かこう男のロマンといいますか、そんなことをお聞かせいただいたように思います。町民の皆さんの太田町長へのお気持ちは、ありがとうございました、そして、お疲れさまでした、この言葉に尽きると思います。どうぞ退任後は健康にご留意されまして、まずは8年間の疲れを取っていただきたいと思います。新たなご活躍をご祈念し私の質問を終わらせていただきます。

町長、お疲れさまでした。

議長（東海林一樹君） 次に、5番村上 一君。

（5番村上 一君 登壇）

5番（村上 一君） さきの通告に従い質問させていただきます。

モモのせん孔細菌病対策について。

モモの主産地である県北地方のモモ園において、長雨など天候不順により病斑が枝から実に移行してモモのせん孔細菌病が拡大し、主力品種あかつきを中心として出荷量減により大きな被害を受けており、過去10年で最も被害が大きくなっている。

また、昨年台風19号で冠水した果樹に病原菌が入り込み、暖冬のため多くが死滅せず蔓延したと見られ、農家自身による対策にも限界がある。

さらに、全国的なコロナ禍の影響による経済状況悪化により、モモの販売額低下で農家の収入減が顕著であり、営農意欲低下も懸念される。

そのようなことから、モモ栽培農家の経営安定、さらに産地の維持発展に向けて、せん孔細菌病の被害対策防止等はまさに緊急課題である。

そこで、町としてせん孔細菌病対策等にどのように取り組んでいるのか所見を伺いたい。

当町のせん孔細菌病の影響による今年度のモモ出荷量、販売額について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 5番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

今年度のJAふくしま未来国見営農センターにおけます8月15日現在の国見町のモモ出荷実績でございますが、はつひめ、日川白鳳、暁星、ふくあかりの早生種と、あかつき、まどかの中生種までの規格品の出荷量につきましては、693トンで前年比の56%となっております。

次に、販売金額ですが4億490万円です。前年比66%となっているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 今、課長から話があったんですけども、その中で8月15日現在

で56%の出荷、売上げが約4億円だということで、8月19日の農協の発表によりますと、それよりも低下しており出荷量が43%、それも1,000トンくらい落ちているということでもあります。

そして、やはり晩生種になっても、ある程度せん孔細菌病が原因で収量が落ちているというのが現状であります。

次の質問に移らせていただきます。

越冬密度の低減を図るため、秋冬防除の徹底は重要であり、防除薬散布に要した経費に対する町の補助の考えについて伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

このたびのせん孔細菌病に対する支援についてのご質問でございますが、間もなく次期作に向けた秋季防除が始まりますが、JAふくしま未来におきましては、例年3回の秋季防除を1回増やして4回行いまして、春季の防除と合わせて徹底した防除を行うとのことでございます。

町では、この防除費用に対する補助金を平成24年度から予算化をしております、今年度も当初予算で400万円を計上しております。これは、伊達地方では最も手厚い金額であります。今定例会の補正予算でさらに200万円の補助金の上乗せをお願いをしております、生産農家の防除費用の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） これからの防除がやはり病原菌の密度を下げるためにも必要だと思いますので、徹底した防除をやっていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

雨風によって細菌病が運ばれることを防ぐため、防風ネット設置も有効と考えられるが、設置費用に対する補助の考えはあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

モモせん孔細菌病の発病は、生育期に強い風雨によって生じる葉の傷によって助長されるとの報告がされてございます。このため、防風ネットや防風林を設置することは、発病を抑制する有効な防除手段とされておまして、風当たりの強い園地では特に効果があるとのことでございます。

ご質問の防風ネットの設置費の補助につきましては、福島県の事業で果樹経営支援対策事業がございまして、この事業は、優良品種、品目への改植や園地整備などの費用を助成するものでございまして、この中で防風ネットの設置経費に対して2分の1を補助するものがございまして、事業対象の要件などがございまして、町やJAにご相談いただければと思っています。これまでJAでは2件の相談があったと聞いています。町といたしましても事業の周知を図ってまいりたいと考えてお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 確かに防風ネットは効果的なのですけれども、これも見直さなくてはいけないのかなという感じは出ているのですけれども、個人的に補助を受けてやるということですが、やはりこれからは、個人的ではなくて全体的な取組も必要ではないかと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

今般のせん孔細菌病による被害、さらにコロナ禍の影響により甚大な影響を受けた農家への生活支援対策について町の考えを伺いたい。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

まずは、このたびのモモのせん孔細菌病によりまして被害を受けられましたモモ生産農家の皆様方に心からお見舞いを申し上げさせていただきますと思います。

町では、議員もご承知のように、新型コロナ関係で、例えば5キロのモモを販売する場合に500円の特秀の場合の補助、こういったことをさせていただきました。

さらには、労働力確保ということで、かかり増しの部分についての支援も予算の中でやらせていただきました。あとは、先ほど課長答弁しましたように、当初予算でモモせん孔細菌病防除費補助金を400万円取っています。それで200万円上乗せだと、さらには100万円、いわゆる収入保険の関係の掛金の補助、そういった予算案をお願いをいたしておりますので、ぜひご議決をいただいて、農家の方を支援していきたいと考えております。

特にこの収入保険、これも議員十分ご承知だと思いますけれども、単にせん孔細菌病のみではなくて、災害のみではなくてコロナの問題の減収についても担保できるという保険のようでございますので、非常に有効な保険と聞いております。

また、これも情報入っているかと思っておりますけれども、農林水産省において10アール当たり3万6000円補填をしたいという話も十分JAのほうから聞いているかと思っておりますけれども、そういった流れになってございます。

あとは、実は私、先般、福島県議会の移動政調会があったんです。その際にもとにかく総合的な技術支援のお願い、モモせん孔細菌病は本当になかなか特効薬がないんですよね。ですからその特効薬に向けた総合的な支援どうするんだということも含めていろいろお願いしていますし、あとは防除経費の支援です。これは県のほうにも強く要請を実はいたしているところでございます。

一昨日、JAの数又組合長が私のところに要請に来まして、いろいろと懇談させていただきました。農林水産省のほうに昨日行ったかと思っております。とにかくプラスアルファでお願いしてくるんだという話でございましたので、国からの支援が一番ですからぜひお願いしたいということでお話し申し上げました。

当然国・県、関係機関と連携しながら、今、議員お質しの生活支援策ということで町としてできること、これも十分視野に入れながら今後しっかりと先に向けて検討しながらぜひ対応していきたいと考えておるところでございます。

コロナの問題、そして、せん孔細菌病で本当にモモの価格、収入がどんどん減少しているということでございますので、町としてはできることを鋭意しっかりと対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） 今、町長からいろいろと支援策ということで話がありましたので、これからはやはり町、J A、共済組合が一体となってこの救済措置を講じていただきたいと思います。

私の質問は終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、6 番佐藤定男君。

（6 番佐藤定男君 登壇）

6 番（佐藤定男君） さきの通告に従いまして一般質問を行います。

子ども・子育て支援についてお伺いいたします。

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 期国見町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。この支援策も含めて、子ども・子育て支援についてお伺いします。

まず、最初に第 2 期子ども・子育て支援計画策定の背景と趣旨をお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 6 番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

少子化の進行や、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育てへの不安を抱える保護者の増加、児童虐待など子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題が年々複雑・多様化しております。

これを受けまして、子育てしやすい環境を地域、社会全体で支援することを目的として「子ども・子育て 3 法」が制定されました。この 3 法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成 2 7 年度から施行されております。

国見町におきましては、少子化の進行に伴い平成 2 4 年度には小学校を統合し、平成 2 5 年度には藤田保育所においてゼロ歳児から 2 歳児までの保育、くにみ幼稚園において 3 歳児から 5 歳児までを対象に早期の教育の充実を図ることとして就学前の保育や幼児教育の体制を整えてまいりました。

平成 2 7 年度にスタートしました「子ども・子育て支援新制度」の目的として、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の 3 点があります。それに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し進めることとなりました。

国見町におきましても、ニーズ調査等を実施し、地域の実情や統合の経過を踏まえ

て、平成27年度に第1期の事業計画を策定し事業を進めてまいりましたが、社会の状況の変化やニーズの変化に応じて見直すこととなっておりますことから、ニーズ調査等を実施し、向こう5年間の計画期間とする「第2期国見町子ども・子育て支援事業計画」を令和元年度に策定したところでございます。

「地域とともに子どもを健やかに育む子育てにやさしいまち国見」を基本理念に積極的に子育て支援事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） ただいま策定の背景、趣旨をお聞きいたしました。

第1期の計画が平成27年度から行われておりますが、この第1期の計画に対する自己評価はどのように考えていらっしゃいますか。例えば、不十分であった、まずまず計画どおりにできた、あるいは、事業については良好に進められたと考えていますか。お願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

第1期の計画についての教育委員会としての評価ということですが、今、幼児教育課長が趣旨、背景について述べたとおり、まず基本的には待機児童を生まないために、量的な拡大を図ること、地域に応じた体制を整えるということが第1番目の目的でスタートしたものであります。

本町では平成25年から藤田保育所から幼稚園というふうな体制を整えまして、幸いにも待機児童については、現在ないということで進めてこられましたので、事業そのものについては計画どおり進められたのかなと思っております。

ただ、例えば保育所、幼稚園、子育て支援等個々のものについては、様々な要望、ニーズもまだまだございますので、その点については、これからまた充実させていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 教育長のほうから待機児童は全然ないということで、それは大変本町にとってもありがたいことだと思います。

第2期の計画が策定されまして、第1期の支援計画との違い、主立った違いがあれば、そして、1期とは違う2期目の重点とすべきと考えている項目がありましたらお願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

新制度において事業計画をしているものについては、地域支援ということで14項目がございます。その中で、先ほども答弁させていただきましたけれども、現状から保育の量的な拡大を図る必要はないということでしたので、基本的な線については変更はございませんが、利用者支援事業として相談ができる機関をつくる必要がありま

す。保健福祉課と連携を図ったももさぼを開設しました。それから、ニコニコ相談室については継続して実施していますが、ももさぼの開設については、新たに開始した事業です。

また、子育て支援の拠点事業として、つながる～むを新たに増やしたということについても、新たな事業として進めたところです。

そのほか、保健福祉課で行っている妊産婦健診とかは他町標準よりも大分多めにやっていたいておりますので、そういうところについては変更がございません。

今後も、ニーズに応じて進めていきたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 計画書の中に、国見町の子育て環境や支援の満足度の調査があります。

未就学児では、満足とやや満足を合わせた割合が27.6%、一方でやや不満と不満を合わせた割合が19.2%ですね。残りは普通ということですが。

小学生では、満足、やや満足の合計で20%、やや不満、不満の合計は21.0%でした。

私は、この満足、やや満感が私の感覚ではこの数字が多いのではないかという気がするんですけども、この結果をどのように受け止めておりますか。お聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

この調査につきましては、第2期の計画を策定するにあたりまして、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査ということで、平成31年2月から3月にかけて、町内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象にして実施したものであります。

本町では、先ほど幼児教育課長も答弁させていただいたとおり、未就学児はゼロ歳からの保育所、それから、3歳児からは幼稚園でそれぞれ保育及び教育が受けられるような体制を整えました。さらに、保育所での延長保育、幼稚園での預かり保育などを実施しまして、保護者のニーズに沿うように進めてまいりました。また、運動教室や英語教室など特色ある活動に取り組むとともに行事の工夫など保育・教育の充実に取り組んでまいったところであります。

さらに昨年度からは、幼稚園で「ことばの教室」もスタートしました。

しかしながら、就学前で19.2%の方々がやや不満、不満と回答されておりますことにつきましては、真摯に受け止め、十分検討して改善を図ってまいりたいと考えております。

まず、具体的には、地域子ども・子育て支援事業計画として未実施の事業につきましても、ニーズのある事業につきましては、例えば民間事業者との連携、近隣市町村との連携等を図られるかどうかということで検討しているところであります。

また、子育て支援に関して期待することとして具体的に意見をいただいております。その中で、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしいとか、親子で楽しめ

るイベントを増やしてほしい、また、相談したり子育てに関する情報を得られる場を増やしてほしい、経済的な負担を軽減してほしいなど、具体的なご意見を頂いておりますところから、「国見町地域子育て支援センターこども木育広場つながる～む」や、「屋内遊び場ももたん広場」をさらに活用してまいりたいと考えているところです。

また、ももさぼ等についてもまだまだ活用してまいりたいなと思っているところです。

それから、経済的な負担の軽減につきましては、今年度より入園するとき、それから、入学するときに入學祝いとしまして制服相当額の支給をお祝い金として支給することを始めました。

今定例会には、令和3年度の入園、入学支援について補正予算をお願いしているところです。

いずれにしましても、安全安心、子育てしやすい町と感じていただけますように関係各課と連携し、子育て環境の改善に努めてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 不満のないよう、全てかなえるように進めていくというのはかなり難しいことではありますが、先ほど教育長お話ありましたように1つ1つ内容を吟味いたしまして、この20%の不満が少なくなっていくようにお願いしたいと思います。

次に、福島県の市町村の子どもの数、14歳以下なのですけれども、こどもの日に福島民友の新聞記事に掲載されておりました。その人口に対する割合が、国見町は子どもの数が759人、これは今年の4月1日現在です。その割合は8.6%でちょっと低位にあります。ここに掲げられた市町村の中では、52のうち44番目です。この子どもの割合というのは、平均では11.5%です。ですから、ちょっと低位にあるという状況にあります。

人口増加のためには出生数が死亡者数より上回らなければならないんですが、これを見ますと、町の資料によりますと、平成28年度が出生者42人、平成29年度が26人、平成30年度が34人、3年間合計で102人になっております。

一方、死亡者です。これは3年間で392人ですから、4倍近い数字の状況であります。

一方で人口減少、これはどこにもある大きな課題となっておりますが、人口増の自治体もあります。そこで、増加しているところの共通する理由としては一番、何といても子育てをしやすい町が大きな理由となっておりますね。

町としても様々な政策を掲げておりますけれども、新生児に対するお祝いとして、今は木のおもちゃを贈呈しているという状況ですけれども、これに加えて町としての期待を少し形に表すという意味でお祝い金を贈呈するのは、前に議員からそういう質問とかもあったかと思うのですけれども、改めてお祝い金の贈呈に対する考えをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、出生率の低いこと、当然それに伴いまして年少人口が低位にあるということについて、所見ということでお答えをさせていただきたいと思います。

本当に、出生率の低下からそれに伴いまして当然年少人口、子どもの人口ですけれども、大変大きな課題であると認識しております。

国見町で育つ子どもはやはり町の宝でありますし、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、社会全体で子育てを支えていくことが重要であると考えております。

お祝い金の話でありますけれども、まず教育委員会としてできることについて、考えていることについてお答えをさせていただきたいと思います。

教育委員会としましては、地域の子ども・子育て支援の充実を図る、これは地域を挙げて質の高い学校教育を進めるなどにより、本当に国見町で生まれ育ち学ぶことの良いさを感じてもらえるように進めてまいりたいと思っております。

先ほど来の質問もありましたけれども、まず、昨年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画を着実に実施していくことと、満足できないということで指摘をいただいたところにつきましては、1つ1つ取り上げて実践をしていきたいと思っております。

さらに、幼稚園含む学校教育においては、地域の皆さんによる学校支援を継続するとともに、例えば受験対策講座など学習支援も行っておりますが、そういう学習支援を充実させることによって、現金の支給ではありませんけれども、国見町ならではの質の高い教育を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、今年度入学した児童から入学祝い金等を教育委員会としては差し上げるというふうに少しずつ改善を図るところであります。

また、ブックスタートとして、赤ちゃんに絵本を差し上げるということでお祝いも進めているところです。

等々、いろんな点を検討しまして、教育委員会として進めていけるところについては今後も一層進めてまいりたいと思います。

国見町で本当に子どもを産み育ててよかったと思える人が少しでも増えていただけますように、関係各課と十分に連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

父子手帳、母子手帳に対する父親父子手帳の配付についてお伺いしたいと思います。

父子手帳は自治体が独自の判断で発行するものでありますけれども、発行自治体の数は、まだ少数であります。

父親の育児参加を促す意味が大きいと思っておりますけれども、父子手帳の発行・配付についての所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

父子手帳の発行・配付についてのご質問でございますが、父子手帳は、妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を掲載した冊子で、発行している自治体では、工夫を凝らして父親の参加を促しております。

国見町では、現時点で取り組んではおりませんが、子育て、教育に父親が参画し、きちんと役割を果たしていくことは、とても大事なことだと考えております。

現に、少子化社会対策大綱におきましても、男性の家事・育児への参加を促しております。

国見町では、昨年10月に保健福祉課を窓口に、国見町子育て世代包括支援センターももさぼを開設し、妊娠期から子育てにわたる長期で広範囲に母子保健と子育て支援を一体的に提供できる体制を整え、子育て世代のお母さん、お父さんを応援しているところでございます。

父子手帳につきましても、父親の育児参加を促す意味が大きく、広く子育てあるいは子育て世代の支援につながるものでありますので、幼児教育課だけではなく保健福祉課とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 今後検討していきたいということでありました。

ただいま答弁の中にもありましたように、父親にとっての育児の基礎知識、おむつ替えやミルク作りとかお風呂の入れ方などそういう実務的な必要な知識が分かりやすく得られて、父親にとっては虎の巻とも言えるものと思います。

父子手帳がそういう形でまとまって手元があれば、かなり父親としての気持ちや知識が違ってくると思いますので、ぜひ発行に向けて検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時58分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 令和2年第5回国見町定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、当町における今後のふるさと納税の取扱いについてであります。

まず、はじめに、8月6日の新聞報道で令和元年6月より新ふるさと納税の制度が施行され総務大臣による指定を受けていない地方自治体に対する寄附はふるさと納税の対象外となったり返礼品の金額を3割以下にする制度がより強くなったことにより、全国的に7年ぶりに減少になったと報道されたが、その状況をどのように考えているのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度による寄附金につきましては、出身地などふるさとに恩返しあるいは、ふるさとを応援するための1つの手法といたしまして平成20年度より制度がスタートしております。

また、ふるさと納税に対する本町の返礼品につきましては、特産品のモモを中心といたしまして平成26年度から発送をしておりますが、全国的にはお徳感を打ち出した過度な返礼品競争によりまして寄附が特定の市町村に集中するなど、ふるさと納税制度の存続が危ぶまれる事態となりましたことから、議員ご承知のとおり、総務省といたしまして返礼率を3割以内、さらには地元調達の返礼品に限定するよう、市町村に対しまして通知されたところであります。

このことによりまして、全国的には右肩上がり、また、特定の市町村で大幅に増加しておりますふるさと納税につきましては、7年ぶりに減少したところであります。

この状況につきましては、過度な返礼品でなりふり構わず寄附を集める市町村がなくなったことで寄附が各市町村に分散しているものであり、ふるさと納税の本来あるべき正常な姿に戻りつつあるものと認識しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長も言うておりましたように、本来の目的であります純粋に地域を応援をしたいということから外れまして、納税者の気持ちを揺るがす、送る以上は豪華なものが欲しいという気持ちに拍車がかかったために、このような制度が施行されたということになると思いますけれども、当町においては、総務大臣の指定の寄附金額の3割以下で進めていたのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

寄附金に対する返礼品の割合であります。返礼品を開始した当時は、平成26年度になります。3割でありました。その後、平成28年度から、5割まで引上げをしております。しかし、返礼品競争が過熱したことに伴いまして、全国的に総務省からの指導がありましたので、その指導等に基づきまして、平成29年度以降につきましては、3割以下としているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言われたように、3割ということで総務大臣の指定も受けているということで理解したいと思います。

そこで、全国的に減少になったと報道されておりますけれども、その半面、一部の自治体によっては逆にこういう状況であっても上がっているところがありますけれども、寄附金額を上げて返礼品を豪華にして、上げている町があると思いますけれども、当町においては、返礼品の豪華さだけを当てにせず、純粋に国見町を応援したいという納税者の方がいるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ふるさと納税制度によります寄附金で返礼品につきましては不要との件数につきましては、直近3年でありますが、平成29年度で4件、金額にして3,018万円、平成30年度で9件、金額にしまして29万円、令和元年度で4件、金額にしまして23万円となっているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 当町の応援をしたいという方が多いと、年々、金額に限っては少ない部分はありますけれども、やはりこの寄附をしてくださる方に対して感謝を申し上げなければならないと思っております。

では、当町においての本年度のふるさと納税の寄附状況はどのようになっているのか、また、昨年同様に続いているかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

令和2年度の町に対するふるさと納税につきましては、8月31日現在であります、寄附件数が2,266件、寄附金額が3578万7000円となっております。

前年の8月31日現在と比較いたしますと、寄附件数で25件の増、寄附金額で324万2000円の増となっております、本年度のふるさと納税につきましては、昨年同時期と比較して微増となっております。

なお、令和元年度の決算におきましては、寄附件数が9,041件、寄附金額が1億3605万3000円となっております。

ただいま答弁いたしましたとおり、状況につきましては昨年同様の状況で推移しているのではないかと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ふるさと納税ですけれども、昨年までのように、いろんなPR事業で国見町をPRすることがちょっと難しいと。SNSとかそういうものですがけれども、やはりコロナの影響というものが当然計り知れないものがあるのかなと思っております。

す。

今後は、納税金額が減ってしまうのではないかと考えておりますけれども、その点について考えがあるのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は表れていないものと考えておりますが、今後の動向につきましては十分に注視していきたいと、そのように考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今コロナの影響はないでしょうけれども、皆さんの気持ちがこの町に対してあるということだと思います。

やはり、国見町を応援していただいていることに感謝をいたしまして、その寄附された金額を有効に使わせていただくことが大切だと思っております。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

寄附をしていただける納税者の皆さんは、国見町に返礼品を含め興味を持っている方だと思っております。納税者の意向を反映しながらふるさと納税を利用活用した事業を進めてはいるが、今後も計画どおり進めることができるか、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

寄附者の意向を反映し、ふるさと納税を原資といたしました事業を今後も計画どおりに進めることができるのかとのお質問であります。寄附金の使い道につきましては、寄附受付時に寄附者の意向を確認しているところであります。

主な使い道といたしましては、元気なまちづくり、交流連携のまちづくり、地域資源を生かしたまちづくりなどとなっております。

しかしながら、寄附金につきましては、毎年経常的に入ってくるものではなく、臨時的な収入となりますことから、意向に沿った形の事業が全て計画どおりに進められるとは言い切れないとも考えておりますが、寄附金自体が貴重な自主財源でもありますことから、インターネットを活用した寄附申込みサイトの拡充を行いつつ返礼品となります町の特産品のPRも行いながら、寄附金の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そこで、先ほども申しましたけれども、今はコロナの影響が全くというぐらいないという状況だと思いますけれども、今後はコロナの影響で寄附金額は予想できない状況にあると私は考えております。

やはり、計画どおりに事を進めていくことになると思いますけれども、納税者の意

向、つまり納税者がこのようなものを使ってほしい、このようなことに使ってほしいと指定をしていない、つまり純粋に納税をしている部分に限っては町長判断で事業を進めているのか、その辺はどのようになっているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

寄附金の使い道といたしましては、先ほど来申しておりますように、寄附者の意向に沿った形での活用を基本としております。

しかし、寄附者の意向がない場合につきましては、議員お見込みのとおり、貴重な自主財源として活用しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長が言うように、大切な自主財源とすると。自主財源と考えているということは、当然町長の判断でいろいろなものに使うこともできるということと理解していいと思います。

では、最後の質問になりますけれども、実は新型コロナウイルス感染症の拡大、また、先ほど村上議員も質問しておりましたけれども、モモせん孔細菌病の例年にない大発生で、農家の方は大打撃を受けております。

やはり農業従事者や、今まで実施した中小企業者に対する経済支援、あるいは本来の目的である地域活性化にふるさと納税を重点的に活用すべきと考えるが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては私のほうからご答弁を申し上げさせていただきますと思います。

ふるさと納税制度の寄附金の活用法についてのお質しでございます。

これまでも様々なまちづくりにつきまして、寄附者の意向に沿ったり、あと意向に沿わない場合は私の判断ということで、特に、道の駅の整備や、あつかし歴史館の整備等々、そのほか様々な分野にこれまで利活用してきたというのが実績なのかなと思っております。

今、お質しのようにコロナの問題で中小事業者もかなり大変であると。それから、今度はせん孔細菌病で農家の方々も大打撃を受けているということでございます。

実は、このコロナの問題で中小事業者につきましては、ご案内のように国から来ております地方創生臨時交付金を様々な形で充当しながら一定程度の支援をここまで行っているという状況であります。

これはむしろ渡辺議員十分ご承知かと思っておりますし、あと、せん孔細菌病については先ほど来答弁しておりますように、400万円プラス200万円議会にお願いしております。あと、100万円の収入保険掛金もお願いしておりますので、ぜひご議決をいただき、さらに支援をしていきたいと考えております。

これは、私は短期スパンではなくて長期スパンに当然なってくる感じがしています

ので、その際にどうするんだというご意見だと思いますので、当然その際には、ふるさと納税の一部をいわゆる中小事業者、それから農業者等々に充てるということ、これは私は1つの選択肢だろうと思っております。

といたしますのは、返礼品がほとんど農産物なんですよね。モモでありあんぼ柿であり6次化産品であるということで、6次化産品は当然商工業関係になりますよね。ですから、双方向でいわゆる農業者、商業者、それから寄附者、ある意味でそういうものが行くということですから、そういう意味では非常に相関関係がある、つまり連携が取れるふるさと納税と実はなっているんです。

したがいまして、今、渡辺議員おっしゃいましたように、コロナの関係とかせん孔細菌病の関係に使っていくと、これは1つの選択肢です。

同時に、今、いいご提言頂きましたので、私もいろいろやってきたのですけれども、やはり返礼品がそういうものなんです。農産物である、それから、6次化産品は商工業関係でありますので、議員のお質しを踏まえて、さらに、農業者、商工業者に対するいろいろな面での支援のベース、財源として活用するというのは、非常に私はありかなと思っておりますので、今、議員のご提言を踏まえてさらに事務方に指示をしまして、来年度予算等に向けて、現実にも今、1億円程度のふるさと基金の残高がございますので、有効に使いながらその重点事業、いわゆる農業者それから商工業関係での振興に対する重点事業などに使う等によってさらなる町の活性化につなげていくということが議員のお質しで非常に重要なのかなと改めて感じましたので、そんなことでぜひ対応していければと思っておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長からすばらしい話をいただきまして、やはり農家の方々、特にモモ農家の方々がどれくらい打撃を受けているかというのは現場を見て、あるいは生産額、生産状態を見ればどのようにひどい状況にあるかというのは手に取って分かるぐらいだと思います。

ふるさと納税を全て使いなさいということではありません。今年はやはり農家もせん孔細菌病で大打撃を受けており、来年もモモ農家が続けてモモを生産できるように、この時期をどのように乗り切ることが重要であることは間違いありません。

先ほど町長が言ったように、一般補正予算にもう200万円を計上されております。そういうことはありますけれども、ぜひとも、明日への活力を持続できるよう、ふるさと納税について考えていただき活用していただけるようお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番浅野富男君。

（10番浅野富男君 登壇）

10番（浅野富男君） 第5回定例会にあたりましての一般質問です。

これからの治水対策についてであります。

今年の台風19号による水害は、本町も含めまして近隣に甚大な被害をもたらしま

した。河川の治水対策については、これまでも堤防の整備など随時計画に沿って進められてきた経緯があります。

しかし、現在に至っては、ひとたび雨が降ると豪雨といわれるような降り方がたびたび発生しております。昨年起きた洪水では、本町も被害に遭いましたけれども、こうした状況を踏まえての対応、対策が求められているのではないかと思います。

本町には、国管理の阿武隈川が流れておりますが、その支流であります滝川、佐久間川が溢水により堤防が破壊され洪水になったものと考えております。河川管理者は本町ではないにしても、町民の安心・安全は守らなければならないことであります。

まず、1番目の質問でありますけれども、近隣では阿武隈川の堤防決壊はありませんでしたけれども、支流での溢水がその要因ではないかと思われる堤防決壊がありました。このような状況について、町としてはどのような判断をされるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

令和元年台風第19号におきましては、記録的な大雨をもたらしまして、東日本から北日本太平洋側にかけて極めて広域にわたり河川の氾濫や崖崩れなどが発生し、甚大な被害が発生したところでございます。各地で堤防が決壊し、全国的には国・県管理河川で140か所、福島県内におきましては49か所が決壊するなど、特にバックウォーター現象によります県管理河川などの支川決壊が相次いだところでございます。

町におきましても、阿武隈川支川であります滝川、さらに佐久間川が決壊し、甚大な被害が発生したところでございます。

要因といたしましては、議員ご指摘のとおり、阿武隈川本川の急激な水位上昇によりまして、比較的水位の低い支川から本川への流れが阻害されるとともに、支川への逆流による水位上昇によりまして堤防から越流し、場内側で洗掘を受け堤防決壊に至ったと理解しているところでございます。

このことを受けまして、町としましては、早期の河川改修等の必要性を改めて痛感したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 県内で49か所の洪水があったということでありましてけれども、これまでの治水対策では堤防を強化することに重きを置いた施策となっているように思いますけれども、これについては、どのような考え方、対処の仕方、あるいは評価をしているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、これまでの近代治水対策につきましては、1896年の河川法制定以来、連続堤防築堤によりまして洪水を河道内に閉じ込め流下させることに重点を置いてきたところでございます。

この治水対策によりまして、これまで多くの効果があったものと認識しているところでございます。

特に、平成10年8月の洪水を契機としまして、阿武隈川平成の大改修による無堤地区の解消、堤防強化などによりまして、その後の同規模の洪水では浸水被害が大幅に軽減されるなど、その効果につきましては十分評価されるべきものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） これまでの治水対策というものは、今、答弁がありましたとおり堤防を強化して水を閉じ込め流下させるという目的の下に改修が行われてきたものと思っております。これについては、確かに一定の効果はありました。

しかし、今回のような大きな水害となったことについては、先ほどの1問目の答弁でありましたけれども、バックウォーターが原因ではないか、つまり、堤防の越水が原因で洪水になったものと思っております。

昨年起きました氾濫の河川、滝川については、その管理者がいると思えますけれども、今後の対応についての見解ということについては、その管理者としてはどのような形で臨んでいるのかお伺いしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

お質しの、国・県の河川管理者の今後の対応についてでございます。

過去の災害を上回る水害が発生した令和元年の台風第19号によります災害を踏まえまして、国土交通省におきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、県におきましては、緊急水害対策プロジェクトをそれぞれ立ち上げまして、ハード・ソフトが連携した流域全体での施策による抜本的な防災・減災対策の取組を図ることとしているところでございます。

具体的には、国土交通省の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおきまして、現在実施中の堤防整備並びに遊水池の整備、さらに上流から下流まで広範囲にわたる河道の掘削、樹木の伐採の推進などを図るものとしているところでございます。

一方、県の緊急水害対策プロジェクトにおきましては、河川改修及び堤防の強化、さらに河道掘削と伐木を速やかに実施するとしているところでございます。

町におきましては、県管理河川であります滝川と、町管理河川であります滑川の一体的な改修事業と河道掘削に着手しているところでございます。

このように、頻発化、激甚化する水災害の対応につきましては、様々な治水対策を緊急的かつ集中的に実施しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） その対策について、いろいろと検討されているというお話でございました。

しかしながら、その検討の仕方というのは、やはりこれまでのやり方といいますか、いわゆる水を閉じ込めて下流に流すという方向で検討されているように、今、受け止めたわけでありますけれども、今後もこの予想されます豪雨による災害に対しては、安全・安心のために町としてもその対策など、国・県への要望は当然持っているものと思っております。

どのようなものかお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては私のほうからご答弁をさせていただきます。

お質いろいろあったわけでございますけれども、まず、いろいろこれまで要望してきたことを申し上げて、これからの考え方をちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、先般よりいろいろとご質問ありましたように、台風19号で滝川が決壊しまして、広域にわたって甚大な被害を及ぼしました。

私、直ちに国土交通省、財務省等々へ行きまして、まさに浅野議員ご指摘のバックウォーター等々によって滝川が決壊し滑川が越水したということでもありますので、これは三位一体、つまり国・県・町、自治体一体となってやらなくては駄目ですよということで、いわゆる流域治水といいますか、全体でやらなくては駄目でしょうということをお話を実は強く要請をさせていただきました。

それから、県に対しても、滝川は県の河川でありますからね、知事にも会いました、副知事にも会いました、土木部長にも会いまして、やはり一体となって阿武隈川、滝川、そして滑川、一体が必要ということで、強くこれも要望させていただきました、特に早期改修、河道掘削等々について要望させていただきました。

実は今年からも既に改修工事に入ります。あとは、河道の掘削も今年中に滝川もやる方向に今現在なっております。

あとは、今、浅野議員おっしゃいますように、今後、流域治水対策ということで何をやっているのかということだろうと思うんですね。今度、国土交通省の提唱によりまして、流域治水協議会、つまり沿線自治体、国・県、沿線自治体、阿武隈沿線ですけれども、この協議会ができることになっていきますので、その中で、いろいろと検討がなされるということになっていきます。

私は、ポイントはやはり2つ大きくあると思うんです。

1つは、三位一体でこれはやらなくては絶対に駄目だよと。いわゆる河川管理者、国土交通省だけが阿武隈川の対策をしたって支流が駄目になるわけですから、そこから越水するのは当たり前ですよ。ですから、それは一体で堤体を同じくしないと、高さを同じくしないと駄目よということ強く申し上げてきて、実はそういう動きになりました。

あともう一つ、今、浅野議員いいことおっしゃいました。

単に閉じ込めるということだけではなくて、いかに逃がすか、放流するか。そのことが必要なんですよ。閉じ込めてだけおけば、そこで必ずあふれますよ。やはり逃

がすこと。

今、国土交通省で大きく2つ検討しています。遊水池。これ須賀川に近々できますけれどもね、大きな遊水池をつくる、そこに水を逃がす。もう一つは、これは大きな構想らしいのですけれども、いわきのほうに阿武隈の水を流していこうじゃないかという構想も、大きな構想ですよ、これはね、まだこれからになっていくと思うんですけれども。そういう本来の河川以外の河川のほうに水を流す手法、そういったものを国土交通省のほうでもいろいろ今、検討の土俵に入ったようでございます。

まさに、これは浅野議員がおっしゃるとおりでございますので、町としてもやはり三位一体でやること、それから、閉じ込めるだけではなくて逃がすこと。その逃がすスタンスで何をやるんだということも含めて、しっかり要請をしながら国見町の治水対策、町民の安全・安心をしっかりと担保してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 水でありますので、手段としては、この質問にあたりまして、水は閉じ込めるのか、それとも流すのかというところでずっと論議をさせていただいてきたわけでありますけれども、これまでの治水は、水を川に閉じ込めることにあったのではないかと考えております。

昨今では、それは不可能になってきたのではないかと考えられます。河道掘削、あるいは樹木の伐採、または遊水池や放流路をつくることなど視野を広げた対策が議論されるようになっております。

堤防についても、越水に耐える工法に切り替えることを提案している意見もあります。これについては、建設省土木研究所が洪水が越水しても簡単には決壊しない堤防の工法を1975年から1984年にかけて研究開発し、9つの河川で1980年代の後半から対越水工法として実施してきたことがあります。旧建設省は、その実績を踏まえて対越水堤防の復旧を図るため、2000年3月に河川堤防設計指針を発行し、関係機関に通知をしましたが、建設省が国土交通省になった翌年にはこの指針を廃止、対越水堤防の普及を中止したという経緯があります。

したがって、現在はこのような計画はありませんが、治水は広域的に行う必要があることから、視野を広げた対策についても具申していく必要があるのではないかと考えております。

先ほど、町長からそれに関して答弁がありましたけれども、ぜひ、そうしたことが国まで伝わるようにすることで町としても考えていただきたいと思っております。

この洪水への対応については、何回も言いますけれども、水を閉じ込めるのか放流するか、昨年19号台風では、町管理ではありませんでしたけれども、治水の在り方はどのような手段が最適なのか十分検討する必要が迫られていることと思っております。

関係機関との協議も、こうした現状を踏まえて進められることを望んでおりますけれども、その辺のことに對しては、どのような対応で今後臨んでいただけるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 今後の対応等々でございますが、議員ご指摘のとおり、近代治水の方針につきましては、連続堤防の築堤などによりまして河道内に閉じ込め流下させるものでございまして、多くの成果が図られてきたものと理解しているところでございますが、近年の地球温暖化を要因とします異常降水がございまして、全国各地で相次いで災害が発生してございます。

先般の台風第19号によりまして広域的に発生した河川の決壊によります河川の氾濫発生を受けまして、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、総合的な治水対策を担う国土交通省におきまして、従前の堤防整備とともに集水域から氾濫域にわたる流域全体で治水事業を行う流域治水の取組を強化しようとしているところでございます。

具体的な個々の国・県の対策を申し上げますと、河川対策としましては従前の堤防の整備と併せた護岸の強化、洪水時の水位低下を図る河道掘削、また、洪水調整のためのダムの再生、さらには、洪水エネルギー分散のための遊水池の整備、また、流域対策として、今後開発が進んでございますが都市部から河川への流入抑制を図る雨水貯留施設の整備など、土地利用も考慮した河川の特성에応じた流域全体で洪水対策を推進していくものでございます。

今後、国土交通省におきましては、国・県さらに流域自治体などで構成します流域治水協議会が発足される予定でございまして、町としましても流域自治体の一つとしまして、洪水による被害を二度と起こしてはならないという強い決意の下、流域治水対策の協議会の場におきまして、国・県へ積極的に意見要望等行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 治水については、1つの自治体だけで解決するというのはかなり難しいお話ということになります。今、課長から答弁もありました。そして、町長からも答弁ありました。これに沿った形でこの治水対策が、ぜひ進められるよう望むものであります。

次の質問にまいります。

イノシシの被害対策についてであります。

害獣の被害は全国的に起きておりますけれども、イノシシの被害は本町の場合、特に目立つものとなっております。柵を張って囲い込みの手段を講じておりますけれども、山に近いところでは住環境も脅かされるほどに出没しております。抜本的な対策が望まれるところであると思っております。

イノシシによる被害が目立つのは、絶対数が多いからではないのか、だとすれば、個体数を減らすことが効果的な方法だと思うが、そのような対策、これに対する状況の考え方はどのようになっていますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

当町におけますイノシシの捕獲数ですが、平成30年度が104頭、令和元年度が109頭となっております。近年増加傾向が続いております。今年度におきまして、8月末現在で48頭を捕獲しております。昨年同期が31頭でしたので大幅に増加しております。議員ご指摘の個体数の増加もその要因の一つと考えているところでございます。

町といたしましては、これまで侵入防止柵ワイヤーメッシュの設置、追い払い用の花火の提供、電気柵の設置費の補助など様々な対策を行ってまいりました。

さらに、個体数を減らすということでは、有害鳥獣対策実施隊を編成しまして、箱わな設置による駆除も実施をしているところでございます。イノシシ捕獲用の箱わなにつきましては、昨年3台を追加しまして計21台を設置となりまして、定期的な巡回や監視カメラでの監視をしまして捕獲駆除を行っているところで、捕獲数については冒頭に申し上げたとおりでございます。

町といたしましては、限られた人員でわな設置を効率的かつ恒常的に運用するため、箱わなの配置転換による積極的な捕獲や監視カメラによりイノシシの動向を探るなど効率的な駆除により、農地などに出没するイノシシの個体数の削減、被害の拡大防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） ただいまの課長の答弁でも、個体数がやはり一番問題なのだというところで受け止めたところでありますけれども、これについては、福島県でも昨年度からの5年間の計画にありますように、年間2万5000頭、質問では5年間で2万5000頭とありますけれども、訂正をいたします。年間2万5000頭の捕獲目標がありますけれども、県との協力あるいは協働での捕獲作戦といいますか、そのような協議はどのようになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

福島県が昨年策定いたしました福島県イノシシ管理計画の第3期の計画によりまして、県内のイノシシの個体数は、約5万4000頭から6万2000頭がいるのではないかという推定の結果が出ておまして、この生息数から捕獲頭数を試算しますと年間2万2000頭から2万5000頭の捕獲で個体数は減少に転じると試算されているところでございます。

このため、この県の計画では、年間のイノシシ捕獲頭数の目標を年間2万5000頭として最大限の捕獲に取り組むこととしております。

この計画によりまして、県は県内各地の猟友会、当町におきましては猟友会桑折支部になりますが、そちらに委託をしまして、さらに町の有害鳥獣対策実施隊と連携しながら個体数を減らすために箱わなやくくりわなにて捕獲等を行っているところでございます。

猟友会としての捕獲数でございますが、平成30年度が139頭、令和元年度が96頭、令和2年度が、これまでの捕獲頭数ですが、31頭となりまして、町自治体の捕獲数と合わせますと年間200頭以上の捕獲数となっているところでございます。

また、県との協働ということでございますが、集落環境診断と呼ばれる地域の点検につきまして、昨年度から希望する地区で行っております。これは、イノシシの侵入経路、侵入を誘発する要因などを見つけ、どのように対策を実施していくかなど、県の専門コーディネーターの指導による地域での話し合いにより具体的な取組を検討するものでございます。当町においても、昨年度は1地区の実施でしたが、今後も積極的に活用し取り組む地域を拡大したいと考えてございます。

いずれにいたしましてもイノシシはじめ鳥獣被害の対策は町のみでできることではありませんので、引き続き広域的な視点、国・県それから近隣市町村、さらに関係機関と十分連携を図りながら効果的な駆除、被害の防止に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 頭数を減らしていくということで箱わなを21台設置して、いろいろやっているということでありましてけれども、先ほど県の目標で年間2万5000頭を捕獲すれば減らすことができるということがありましたけれども、この中で年間自然に増える頭数というのは、どのぐらいで、本当にこの2万5000頭を捕獲すれば減らすことができる状況にあるのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

イノシシの年間の増加数ということでしょうか、県のイノシシ管理計画のこの第3期の計画の中では、平成30年度の県内のイノシシの推定生息数を推計をしてございます。

それによりますと、平成26年度の推定生息数を最大の4万9000頭とした場合、4年後になります平成30年度では約6万2000頭となるものと試算されておりますので、この間の平均をしますと年間3,250頭が増加するという推計となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） これは、各自治体で捕獲する合計数が県の目標だと思っておりますけれども、現実的に国見町ではどのぐらい減らさなければならない、あるいはこの地域でどのぐらい減らすということでの協議といいますか、具体的な手だて、そのようなことまで行われているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えします。

県からの委託によります、猟友会が委託を受けて捕獲を実施していますが、そちら

に目標があるかどうかというのは、ちょっと私のほうで聞いておりません。町としましての目標につきましては、町では、国見町鳥獣被害防止計画というのも立ててございまして、この中で今年度見直しをするものですが、過去3年今年度までの計画によりますとイノシシの捕獲目標としましては80頭という目標を立ててございます。

現状に合わせて今年度見直しをかけまして来年度からの防止計画の策定をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） イノシシの被害は本当に大変な状況にあります。

また、人的被害は直接には聞いてはおりませんが、人の住んでいる地域まで出てきているということは、かなり危険な状況だと考えられます。

この頭数を減らすための具体的なことについては、今後も十分に協議されまして、人的被害、それから農家の被害、そうしたことが早くなくなるような形で強力に進めていっていただくことを望みまして、質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番小林聖治君。

（1番小林聖治君 登壇）

1番（小林聖治君） 質問に入ります前に、今回の新型コロナウイルスについてでございますが、首都圏や関西等の大都市を中心に新規感染者が大幅に増加し、県内においても新たな感染者やクラスターが発生するなど予断を許さない状況の中、町として新しい生活様式の決定、確認とともに、様々な感染防止対策を講じておることに敬意を表するものであります。

また、私は、国見町の農産物について風評被害、トップセールスや特産品のPR事業も重要なことと認識しておりますが、さきの5番議員、7番議員の質問にもありましたように、今年はモモのせん孔細菌病が蔓延し、生産農家は悲鳴を上げている状況であります。町としても万全な措置を講ずるようお願いいたします。

では、令和2年第5回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大の中での通信インフラの整備についてですが、

私は昨年9月の定例会において、町内の光回線未敷設地区の通信インフラの整備について質問いたしました。今回、総務省が、新型コロナウイルスの感染拡大による環境の変化への対応として、来年度末まで全国のほぼ全世帯で光回線が利用できるように自治体や事業者に対して整備を支援するために、今年度の補正予算にその費用を盛り込みました。これが実現すれば、全国どこにおいても学校のオンライン授業、また、自宅などで仕事をするテレワークの定着、医療や行政のオンライン手続の基盤となります。

そこで、現在町内には光回線の未敷設地区が一部ありますが、このたびの政府の第2次補正予算を利用できるか、町の見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 1番小林聖治議員のご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症による大きな環境の変化があるのは事実でございます。国におきましても、新たな日常に必要な情報基盤整備を行うことが急務であるということから、小中学校におきましては、教育委員会においてGIGAスクールの構築に向けて、今定例会では補正予算を提案しておりますが、事業を進めるべく準備をしているところでございます。

一方で、学校が一時休校になったこともございまして、在宅学習のための情報通信基盤の整備が必要となっていることも事実でございます。

なお、昨年、前回のご質問でもご答弁を申し上げましたけれども、国見町内の光回線の普及率は、細かく申し上げますと97.13%となっております。前回答弁したとおり、川内及び西大枝の一部の地区が未普及地区となっております。

今回、国における高度無線環境整備推進事業につきましては、未普及地区の整備に向けた事業ということで打ち出されておりました。その要件につきましては、財政力指数、さらには人口密度ともに、その条件には合致をしていると確認をしたところでございます。

しかしながら、補助要件の細部の規定の中で様々な条件がございまして、NTT東日本に対して整備に要する概算の事業費を確認したところ、事業費規模が小さいため、補助の最低限度額には達しないとの回答があったところでございます。したがって、国見町におきましては、本事業を活用して整備を進めることはできない状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） ただいまの答弁の中で、事業費の規模が小さいために補助の最低限度額に達しないと回答があったとのことですが、その最低限度額というのは幾らなのか、もし把握していればお答えください。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

補助の最低限度額、インフラ整備に係る部分で、一般的な各省庁間にもまたがる補助の基準がございまして、補助金を出す金額の最低限度額が100万円を超えなければならぬという規定があります。

今回の事業につきましては、NTT東日本が民間事業者であるということで、今回の事業について、その民間に対する補助率、補助の割合、これが3分の1ということなので、事業費自体が300万円を超えないと採択にならない。それで、町としてNTTに概算のマックスの工事費を確認したんですが、270万円という数字なんです。ということは、3分の1、90万円。マックスの90万円までしかならないということで、これについては事業者のほうで整備を進めていただくしかないという判断に至ったところでございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 最低限度額が100万円に届かないと。

それでは、光回線未敷設に住んでいる町民の方が、それでも利用可能となるためにはどのようなことが必要なのか。町の見解を重ねて伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

前回の質問の際にも申し上げておりますけれども、町内の光回線につきましては、全てNTT東日本が整備をしてきたところでございます。NTT東日本に確認をしましたところ、川内地区におきましては、幹線の一部でございますが、利用されている家庭もあるということで、個人情報もありますので、どこどこのということは言えませんが、そういったお話もございました。したがって、NTT東日本での整備においては、さほど障害はないものと考えておるところでございます。

先ほどの答弁のとおり、補助事業には該当しないということでしたので、NTT東日本により引き続きの整備を進めていただくしかないという結論になりますけれども、NTT東日本といたしましては、各家庭からの申込みがあれば、それを拒むものではない、順次、整備することについては可能でありますというお話も承ったところでございます。事業の進み具合というのは別途ですけれども、やることについては可能であるというお話でございます。

そのような状況から、個別の申込みですと難しい、1件だけ来たからやりますよという話になると難しいということもありますので、できればまとめて未普及地区全体として署名、または申込みの取りまとめを行っていただいて、NTT東日本へ申し込んでいただくことにより整備が進むものと考えているところでございます。

これも民事行為でございますので、行政が主体となって取り組むことは若干難しい状況もございますけれども、早期開設に向けて、我々としても最大限のサポートはしてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましてもぜひともご尽力いただいて、未普及地区の解消に向けた取組を進めていただければ大変ありがたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 私としてもあらゆる手だてを講じて、町内の光回線未敷設地区の解消のために取り組む決意でございますので、また様々なお相談の際はよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

昨年10月の台風19号、その後の大雨被害の記憶もまだ生々しく残っている状況ですが、新型コロナウイルス感染拡大の中、今年もまたあのような、悪夢のような時期がやってまいります。

そこで、災害発生時の町民避難対策として、高齢者や避難困難者の方々の人数を町として把握しているのかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

避難困難者を把握をしているかとのお質してございますが、まず平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、乳幼児や高齢者、障害者の、いわゆる要配慮者のうち、災害発生時に避難等に特に支援を要する方々について、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられているところでございます。

町におきましても、主に保健福祉課が中心となりまして要支援者名簿を作成しているところでございまして、開示の同意のあった方々につきまして、町内会長、それから町消防団との間で、その名簿の共有をしているところでございます。

今年度の共有予定の名簿によりますと、全体で478名の要支援者を把握いたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 今の答弁によって、町において要支援者を把握しているとのことで、安心いたしました。

次に、避難困難者の方々をすぐに避難所に誘導することは、町民の命を守るために重要なことではありますが、この町の対応についてお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

災害時の避難所への誘導についてでございますが、特に災害発生直後、発災初期には、町などの防災関係機関の対応、いわゆる公助の動きにつきましては著しく制限、動きにくいというところがございます。そんなことから、町内会や自主防災会といった、いわゆる共助の力が非常に重要になってくるものと考えておりますし、特にその誘導につきましては、お願いをせざるを得ないと考えているところでございます。

町は、災害発生情報をはじめとした、いわゆる緊急情報でありますとか、避難行動を促すための情報などを適時適切に発出をさせていただき、住民の皆様様の早めの行動を促すことが重要であると考えているところでございます。そのために、防災行政無

線、緊急速報メールなど多様な手段を用いて、町民の皆さんが早期に避難行動を取っていただけるよう情報提供をいたしておりますし、今後ともしてまいりたいと考えているところでございます。

また、地区ごとに防災訓練を、今年はコロナ禍で開催を見送ったところでございますけれども、平時より防災訓練、各地区ごとに実施をしております。その中で、各地区自主防災会において安否確認や避難所への誘導など、有事に即した訓練をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 今ほど災害発生情報や緊急情報、避難行動を促すための情報などを出して、早めの行動を促すことが重要との答弁でございますが、その情報はどのような伝達ツールを利用する考えなのか伺いたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 情報を伝達する際のツールは何かということのお質しかと思います。

まずは、先ほど答弁でも申し上げました、同報系の防災行政無線、今コロナの注意喚起でも放送を行っております。屋外拡声子局でありますとか戸別受信機を通して、音声でまずは伝達をさせていただきます。さらに、各携帯電話事業者の皆さんお持ちの携帯電話、さらにはスマートフォンももちろん含めてになりますが、そちらへの緊急速報メールの送信、またLアラートと申しまして、公共情報コモンズという、いわゆる放送局やアプリ事業者への情報伝達、放送局はもちろんテレビ局でございますが、アプリ事業者は、スマートフォンに入っている防災向けのアプリのことでございますが、そういった事業者を通じて情報の伝達をするということで、活用しているところでございます。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 私は、それぞれ避難所間の相互連絡とか連携を図るために、例えば、無線LANのような環境を構築されることが有効であると考えておるのですが、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

避難所間の相互連絡についてのお質しでございますが、議員ご指摘のとおり、このことは大変有効であると考えております。

現在、各地区の中央集会施設、主に避難所として使用している中央集会施設でございますが、こちらには有線LANが敷設をされております。したがって、相互の情報共有につきましては、いわゆるハードの部分では今可能となっているところでございますが、使用するアプリケーションをどうするかといったような、いわゆるソフト面の検討も今後はさせていただかなければならないと考えているところでござい

す。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） それでは、次の質問に移ります。

私の地元の防災倉庫の件なんですけど、毎年防災倉庫をチェックする機会がありますが、毛布は倉庫内の床に置きっ放しであって、飲料水や乾パン、発電機なども、いつも雑然と入れっ放しになっております。

地区の方の話を聞くと、倉庫内に、毛布の下に敷くマットとか、すのことか、また飲料水、乾パンなどを整理しておく棚とかラックなどがあると整理しやすいという声が聞かれます。

私が申すまでもなく、災害発生の緊急時に、防災倉庫内がきちんと整理されていることが物品を取り出す際に大切であると考えますが、町の対応をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

災害発生時に、防災倉庫に備えられた資機材類が使いやすいように備えられていることにつきましては、議員お質しのとおり、非常に大切であると認識をしております。

防災倉庫には、停電時に活用する発電機ですとか、議員お質しの非常用飲料水や食料、さらに毛布類に至るまで、あらゆる資機材が格納されているところでございます。災害時の混乱の中、それらがちゅうちょなく活用できることが非常に重要であると思っております。

防災倉庫につきましては、各地区の自主防災会によりまして、定期的に格納されている資機材の確認などが行われているところでございますが、町といたしましても不足や不備の物品の修繕、補充はもちろんですが、格納、収納のための什器類につきましても、それぞれの地区での活用方針や方法など、各地区の自主防災会の皆さんと十分協議、検討させていただきまして、必要な整備を順次進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 昨年10月の台風19号のときでありましたけれども、当時はまだ新型コロナウイルスが国内に入っていない状況で、避難所の中は、皆さん不安感もあったんでしょう、やはり避難された方々は、近くに寄り添う形で固まっておりました。

新型コロナウイルス感染拡大の今年においては、そういったことは許されず、ソーシャルディスタンスも取らねばならないことから、より広いスペースが必要になるかと考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染対策の観点から、いわゆる3密を避けるため、従来の避難所だけではなくて町内会の集会所の活用も必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては私のほうからご答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と避難についてのお質しでございます。

今後の台風とか、あるいは豪雨災害等々の避難体制につきましては、当然、今議員お質しのコロナの問題がございますので、いかに3密を避けるかが非常に重要な課題と考えております。

それには、単に町設置の広い避難所のみではなくて、自宅とか、あるいは親戚、知人、議員お質しの町内会の集会所など、瞬時に難を逃れて、かつコロナの観点から密にならない、こういった対応をいかに行うか、これが非常に重要な部分なのかなと考えております。

お質しの各町内会の集会所についてでございますが、もう既に避難所として利活用されている町内会も結構あるんです。例えば、徳江の北部、南部も当然でありますし、いろいろ利活用されておる状況でございます。今後は、町内会長連絡協議会などございますので、そういった中で、いかに利活用できるか等々について十分協議を今後とも行ってまいりたいと考えております。

特に、やはり町民の皆様方にこれまでも普及、啓発しておりますけれども、避難とコロナというその意識です。避難するんだけれどもコロナの問題もあるんだよということはいかに意識するかということが非常に重要なことと思っておりますので、コロナについては十分普及活動してはおりますけれども、今後ともしっかり対応する。

そして、今議員お質しの、当然に町内会ではそういった施設を持っていますので、利活用もでき得るように、鋭意これから町としても対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 今の町長の答弁から、避難所での3密対策、また、自宅での垂直避難、また、安全な場所にある親戚、知人宅への分散避難、避難所での間仕切りテントの活用など、ぜひともそれら対策は今後有効に働くように私としては願うものであります。

以上、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番佐藤 孝君。

佐藤 孝君。

（2番佐藤 孝君 登壇）

2番（佐藤 孝君） 通告しました2項目について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、第2波に今突入したと言われる一方、治療薬あるいはワクチン開発も決定的な段階に至っていないとの報道があります。いまだ収束の見通しが立たず、命の危険はもちろんのこと、社会経済活動の広い領域に大きな打撃を与えておまして、私たちの生活にも直接その影響を与えているところであります。生活様式も感染防止の観点から相当変化をし、不自由な日常を送っている現実を我慢

せざるを得ない状況にもあります。一刻も早い収束を願うばかりであります。

そのような状況を受けて、町では町民の命と生活を守るため、国や県の対象事業に加えまして、独自の政策を打ってまいりました。この間の町執行部、そして職員の皆様のご労苦に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、その一環として町が取り組みました新型コロナウイルス感染症プレミアム付商品券事業について質問をしたいと思います。

本事業の主たる目的はどこにあったのか、まずお聞かせください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 2番佐藤 孝議員の質問にお答えをいたします。

この事業実施にあたりまして、町では、国見町新型コロナウイルス感染症プレミアム付商品券事業の実施要綱というものを定めてございます。その中では、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の活性化と町内の消費拡大を図るためということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 冷え切った消費を喚起をして、疲弊しつつある町内事業所、商店を活性化させるために、この事業をスタートしたわけであります。商品券を使うことができる商店、つまり対象事業者の選定方法、使う側、私たちが消費者です、商品券の購入対象者、この範囲を説明してください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

商品券を取り扱う事業者につきましては、町内に店舗等を構えまして事業を営む者でございまして、町が公募し、登録した事業者ということになってございます。

そしてまた、購入対象者でございしますが、国見町民または町内に勤務する者ということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 前年度に実施をしました別のプレミアム商品券の事業がありました。ここで利用された事業所、つまりお店の側です、この使われたお店のベストスリー、上位3つの店舗名、それから全体の利用割合、そして商工会に加盟しているか否かについてお答えいただきたいんですが、店舗名、これ個人情報といいますか、そういうものに該当すれば、ベストスリーの店舗が全体利用額の何割を占めているのか、その点と、商工会の加入の有無だけお答えください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

事業所名が売上げ等と結びつきますと個人情報ということになりますので、全体の売上額と、上位3店舗の売上額が全体に占める割合についてお答えをさせていただきます。

全体の売上額が1051万7000円。上位3社で61.3%の割合ということになってございます。その中で、商工会の非会員は1店舗ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 私も含めて皆さん方、この上位3社は多分どこだろうという予測はついていると思うんですが、今課長答弁であったように約6割、61%がこの上位3店舗で利用された。この結果をどう分析をして、いわゆる今回の事業につなげていったのか。簡単に言えば、小規模事業所にどういう流れを作ろう、どういう形で作ろうとしたのか、その検討内容をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

本社が町外にあるなどする大型量販店へばかりではなく、地元の商店街、小さな商店街へ誘導する流れをどう検討したのかというお質しかと思いますが、このような事業の場合、使用店舗を限定しなければ、消費者の動向としまして便利な大規模店舗に流れるのは致し方ない部分もあるのかなとは考えてございます。

そして、商工会、今回の委託事業者でございますけれども、商工会との意見交換会のときには、商品券に合わせたキャンペーンなどの開催もしたらいいのではないかとということもございましたが、その時期に、商工会独自で七夕セールというものをやっておりましたので、その実施時期と一部重なる部分もございましたので、単独での事業実施には至ってはいないという結果になってございます。

それとまた、他市町村では、大規模店舗用、小規模店舗用と組み合わせて販売をしている市町村もございまして、それらの市町村では、そのプレミアム付商品券が売れ残るといこともございまして、想定した結果が期待できない場合もあること、そして、利用する消費者、販売する店舗等でも混乱を生じるおそれがあるということで、実際このプレミアム商品券、お盆期間前の販売を想定していたということもございまして、時間的な制約もございましたので、区分をせず販売することに至ったということもございまして、

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いろいろ考え方がありましたし、準備の期間もありますから、私は悪いと言っている意味ではありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

そこで、今回のこの商品プレミアムの額が結構大きい。他町でも大きいところはあります。問題は、使用期間が長いので、いろんな人としゃべってみて多分完売だなと、これは予想を持っていました。ただ、販売初日、それも午前中で完売ということは、我々は素人ですけども、想像はついておりませんでした。

そこで、後の質問とも連動するので併せてお聞きしますが、このプレミアムの幅、

それから発行数、それから使用期間、この決める根拠は何だったのかお答えください。
議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、商品券の額、1万円で1万5000円の商品券の発行、50%のプレミアム付ということでございますが、こちらにつきましては県内の各市町村の状況や事業の効果等を総合的に勘案し、決定したものでございます。同時期にこのような事業に取り組みました県内市町村では、飯館村、南相馬市、川俣町が50%のプレミアム商品券を発行してございます。そしてまた、伊達市においても40%のプレミア率で発行しているところでございます。

次に、発行数の6,000組ということでございますが、こちらにつきましては、参考といたしました数字が平成27年に事業実施をいたしました地方創生関連の事業で、プレミアム付商品券の発行事業を実施してございます。その際は4,500組の発行でございまして、そこにプラスアルファと、それと財源との兼ね合いも含めて検討しまして、最終的には町内の世帯数の約2倍となる6,000組ということにしたところでございます。

そして、次に使用期間の関係でございますが、今回のプレミアム付商品券の使用期間は、8月2日から翌年、来年1月15日までの5か月半の期間となっております。確かに短期間での使用が経済的な効果は上がるものと考えられますが、商品券の総額や他市町村の発行状況、平成27年の使用期間等も勘案して、5か月半程度ということで決定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） プレミアムの額と、発行部数、率と発行数はおおむね理解をしております。

問題は、使用期間であります。緊急経済対策、景気刺激策としての効果を期待して取り組んでいるわけですが、幅は別です、5割でも構いませんけれども、5,000円とか、3,000円とか、7,000円とかいろいろあるにしても、額面を小さくして、使用期間を短くして、例えば5,000円で50%のプレミアム、そして、例えば9月末までに使用すると、こうなれば、短期間に消費の喚起を行うことができる、私はそう見ておりますし、他の市町村でもそういう観点で取り組んでいるところもあると聞いております。

今回の内容ですと、年末年始の贈答用、ご挨拶用です、それから冬場の灯油代に使うんだという方が結構いらっしゃるんです。結構いるんです。そうなると、町が期待した短期間の景気刺激策ではなくて、年末年始の利用に回ってしまう可能性が極めて高い。

そこで、ここは率直にやっぱり検証、総括すべきだと思いますが、いかがですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

期間の設定につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

それで、その期間の設定も含めて、商品券の発行額も含めて、様々な選択肢はあったかと思えます。他市町村の例もございまして、いろいろ検討を重ねた結果、そのような部分で発行するのが効果的だろうということで実施したところがございますので、その部分についてはおおむね適正であったものと考えているところでございます。

なお、この件に関しましても、いろいろと町民の方からも意見をいただいておりますので、事業全体の中で最終的に検証していくことは必要だろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 日々の食料費、それから生活用品などの消費を考えれば、繰り返しになります、やはりこの使用期間は長過ぎると思っています。消費動向の結果がいずれ明らかになると思いますが、利用先も見えてきますので。小規模店舗を利用促進する手だて等を含めて、これは前問と同じような内容になりますが、やっぱりしっかりと検証すべきだと思っております。

そこで、先ほど要綱を制定して、この事業が始まったという説明がありましたが、要綱には多分購入枚数は定められていないと私は理解をしております。世帯単位ではなくて、単位を個人個人、1人として、あるいは3セットにした根拠をお答えください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

平成27年度発行の地方創生関係のプレミアム商品券の発行事業でございますが、その時の販売方法でございますけれども、先着順で1人2セットと、同時に家族分までの購入が可能でございまして、完売までに約1週間程度の期間がかかったということになってございます。実際にその事業を参考にいたしまして、2セットとした場合には、6,000セットでございますので最低3,000人の方、そして、例えば1セットを加えて3セットとした場合は、最低2,000人の方が購入する必要がございます。現実的に売れ残る可能性も否定はできないのではないかとこの考えもございました。

そしてまた、昨年実施しました消費税増税に対応するためのプレミアム商品券の発行におきましては、想定より購入者がかなり少なかったということもございまして、それらを総合的に勘案しまして、平成27年度の2セットを1つ引き上げまして、3セットとしたところでございます。

そしてまた、先着順での販売を念頭にしていたということもございまして、1人あたりという単位とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 他の質問と関連いたしますが、今回の事業は、今課長おっしゃった

ように、前の事業と違うわけです。経済状況も全く違う、消費動向も全く違う、消費者の心理も違う。先が見えないこのコロナ禍の中での事業展開です。ある意味、後で申し上げますけれども、1人単位にしたことが販売時の混乱を招いた要因の一つだと、私はこう思っております。

猛暑の中での長蛇の列、そこに乳幼児や高齢者の方も数多くいたという話も伺っておりますし、1時間も並んでいて、見ているほうが気の毒だったと、こんな話も聞いております。

この点についてどう総括されていますか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

販売会に際しましては、一定の行列はできるものという想定はしてございました。そのため、販売箇所も3か所に対応する、3か所の窓口での販売です。それと、新型コロナウイルス対策などを徹底しまして、短時間で購入できるよう体制を組んでいました。

しかし、結果といたしまして、想定以上の皆さんがご来場されたということでございます。幸いにも熱中症などの症状を訴える方はおられませんでしたが、これらの点につきましては、今後事業全体の中で検証していく必要があるだろうと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 販売方法にも問題があったと私は思っております。

特に町内会の人に私相当言われましたけれども、日曜に休めない方どうするんだと。それから、高齢者世帯、これ行きたくても行けないと。こういう現状を、町は、あるいは議会で何を議論してきたんだという厳しい指摘もございました。

ちょっと言い方は大変悪いんですが、例えば佐藤孝商店の売出しで早い者勝ちと、こういう趣旨ではないはずなんです。各世帯に行き渡る、いわゆる公平感、公平さ、これを考えれば、隣の桑折町で行った、商品券を各世帯に人数分を送るという方法、それから、福島市で取り組んだように、世帯が引換券を引換所に行って商品券と交換すると、お金を持ってです。この方法のほうが、より公平感を町民の皆様得ることができたのではないだろうかと思うんですが、この点についてお答えください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

販売方法についてのお話しでございますが、販売方法には先着順のほか、今佐藤議員からお話ございました、世帯ごとの購入券の配布による販売方式とか、様々な方式がございます。

それで、今回の事業の趣旨といたしまして、事業実施までにスピード感が必要であること、そして、経済効果の波及が大きく見込まれるお盆期間前からの使用開始を想定していたこと、そして、平成27年のプレミアム商品券の販売では大きなトラブル

もなかった、そんなことから先着順としたものでございます。

この点につきましても、販売会の当日以降、町民の皆様からも様々なご意見をいただいておりますので、今後の事業全体の中で検証していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 繰り返しますが、今まで取り組んだプレミアム商品券事業と背景が全く違うわけです。そのことは、我々も含めて相当やっぱり反省をしなくてはならないと思っております。

いずれにしても相当批判があったというのは、ちょっと内容、私聞いていませんが、役所にあったという話は聞いていました。ぜひ今後生かすように、こういう混乱が生じる可能性が少ない取組を、今後の取組についてお願いをしたい。あわせて、不公平感が出ない方法を、やっぱり最優先に考えていただきたいと思います。

私が今回の事業で一番の問題にしたいといえますか、残念に思っているのは、商品券の受渡し時に個人個人の確認を行ってないことなんです。先ほど要綱の説明にあったように、買える人は決まっているわけです。結果的には、どこのどなたに売ったのか、あるいは2回購入したという話もたくさんあります。実際に、そういう人から話を聞いていました。2度購入していないかどうかチェックをしなかったこと。なぜしなかったんですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

個人確認の見送りについてということでございますが、その要因につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対策に起因する部分が多いということになりますけれども、販売窓口での接触時間の最小化、そしてまた、行列ができた際に密を回避して円滑な販売の流れを作りたい、そしてまた、真夏の販売会ということで、長蛇の列ができますと熱中症等の懸念もあることから、個人の良識の範囲内で対応していただくということとしまして、個人個人の住所氏名の提出については見送ったという流れでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 私の知り合いは、保険証を持っていたり、免許証を持っていたり、介護保険証を持っていたりしていたんです。当然、おたくどちらさんですかと言われると思って行っているわけです。ですからそのことは、また言いますけれども、いろいろ言い分はあると思うんですけれども、ちょっと問題だったなど。結果的に、密を避けると今課長おっしゃっていますが、実質的に1時間並んでいるわけです。これ実際、密だったわけです。だから、これはやっぱりノーチェックは致命的なミスなどと、誤りだなど、このように思います。

1万円の現金を渡して、5,000円の税金を乗っているわけですね。つまり、現金を5,000円、1人3セットですから1万5000円配っているのと同じなん

です。1万5000円。その1万円に対して5,000円ですから、それを配るときに、誰がどう考えても、誰に配ったか分からないなんて、これはあり得ない話なんです。もう一回聞きます。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

個人確認の見送りにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、コロナの関係もございまして、そのような対応をしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） また聞きます。

要綱上購入できない町外居住者が購入した例がありました。同じ方が2回並んで購入した方も数多くいたと聞いています。

では、全体で、この事業で、何名の方がこの商品券を購入したんですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

個々人の確認をしてございませんので、人数については把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 傍聴者の方何人いるか分かりませんが、ネットで見ている方も数多くいらっしゃると思うんです。この答弁を聞いて理解をする人、多分私いないのではないかと思うんです。まさに、この言葉はちょっと失礼かもしれませんが、ずさんな事業執行がなされたと思っております。

この事業には3,000万円の税金、3,000万円です、3,000万円の税金、真水で投入されているんです。その血税が誰に届いたのか分からない。これは決して公平性が保たれているとは私は思いません。

この点について、町はどう認識しておられるかお答えください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

本事業につきましては、一番最初に趣旨を申し上げました、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の回復と活性化ということを目的としました事業でございます。購入された商品券は町内の登録店舗で利用されまして、購入者が負担をされました1万円とともに、総額9,000万円が町内の事業者還元をされるというものでございます。

事業を実施する上で、様々な選択肢の中から、その時点でベストではなくてもベターな手法をと判断しまして実施をしたところでございまして、特に大きな問題となるようなこととは考えてございません。

そしてなお、販売会に際しましては、想定外の多くの皆さんの来場と暑さに見舞われ、結果としまして大行列となり、密接となる空間も発生してしまったことは事実で

ございます。ただし、幸い大事に至るような報告は受けてございませんで、そういう意味では適切な判断もあったのかなと考えてございます。

なお、この点につきましては、先ほどから申し上げてございますけれども、今後十分検証をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 2つびっくりしました。

1つは、この種の政治的な問題は、引退表明された町長に言うのも酷ですけれども、やっぱり副町長が答えるべきです、こういうのは。

もう一つは、内容が、買えない人がいたかどうか確認できない。3,000万円の税金の行き先が分からないにもかかわらず、問題がないという答弁なのです、今、問題ないと。3,000万円の血税は要綱に関係なく、要綱に定められた人が、買える人と買えない人、決まっているわけですよ、関係なく、無条件で、これまかれたと同じなのです。つまり、趣旨から外れた販売が今回行われたと。その不透明さが、これ今、私問うているわけであります。

そういう意味では、これ前代未聞です。ましては今、猛暑の中で汗だくで長時間並んでいても、適切な販売だったと。これ開き直りの答弁です。全く理解できません。血税の行方が分からなくても、それは正しかったと、こう言い切ることができるんですか。

この答弁、ぜひ副町長お願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えいたします。

まずは、先ほど来担当課長が答弁いたしましたとおり、この事業の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の回復と活性化を目的とした事業であります。最終的には、3,000万円も含めました9,000万円、その全額が町内の事業所に還元されるものと理解をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 購入できない方が購入しても、消費還元されるから問題ないんだという、今答弁ですよ。町が定めております条例、それから規則、それから要綱、これは決まり事ですよ。書くことは書いておくけれども、執行して運用する役所が、その趣旨や決まりを勝手に変えても問題はないと、こういう答弁なんですよ、今副町長おっしゃっているのは。条例主義、それから法令主義からすれば、それを否定する暴論ではないですか。町民との感覚からすれば相当ずれています。町の中枢の方がこんな認識であることを町民の皆さんが知り得たこと、これは不幸中の幸いだと思いません、そういう意味では。

最後の項目を質問する予定だったんですが、意味がなくなりましたので、この事業の関係について、改めて別の機会で質していきたいと思っています。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所の問題についてお聞きします。

農業後継者対策、新規就業者対策が重要な施策課題になって久しいわけであります。このビジネス訓練所のスタートにあたって、その発想に対して高い評価がありました。これは事実だと思います。一方で、この種ものは町単独で行うのではなくて、県、あるいは広域圏がやるべきだという声も、実はその当時からあったんです。

もう1つあったのは、果樹と米が主体の国見町で、野菜の少量多品目栽培の教育提供が果たしてできるか、財政的に可能なのか、こういう不安、心配もあったことも事実であります。

そこで、今年で3年目を迎えましたが、2か年間の事業決算額、それから国・県の補助額、加えまして農産物販売額の合計を教えてください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

過去2年間、平成30年度、令和元年度のくにみ農業ビジネス訓練所費の歳出決算額と、それに対する歳入で、国庫補助金の地方創生推進交付金、諸収入の農産物販売収入についてのご質問でございますが、まず、平成30年度の決算額につきましては、歳出で2156万9000円、歳入では、国の交付金が966万7000円、農産物販売収入が425万8000円となっております。

次に、令和元年度の決算額につきましては、歳出が1846万7000円、歳入で、国の交付金が862万5000円、農産物販売収入が471万5000円となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 過去の長期研修生は1名、その方は伊達市の居住者と聞いておりました。今年度の研修生も町外の方だと伺っております。

町の予算をつけて、町外居住者の新規就業者を育成するメリットをお答えください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修につきましては、前年度の長期研修生は当初2名おりました、その内訳は、町内1名、町外1名でございました。しかし、町内の1名の方が、都合によりまして途中で断念することとなりまして、結果として町外の1名のみが修了となったものでございます。令和2年度、今年度につきましては、3名の長期研修生が入講しておりました、内訳は、福島市1名、伊達市が2名となっております。

令和2年度におけます長期研修の入講要件としましては、町内に在住する方、もしくは町内の土地を活用して新規就農する方、また、国見町内への農産物の出荷販売を予定し、県北地方にて新規就農する方としてございます。

ご質問のとおり、前年度研修生、今年度入講生、いずれも町外の方となっておりますが、前年度に修了された方につきましては、現在、国見町内に農地を確保して、

野菜栽培で就農しているところでございます。

町といたしましては、長期研修生が町外の方であっても、研修終了後に町内で営農していただくことなどで、国見町で就農を希望している方への良き模範として、さらに、県北地域の若手農業経営者を牽引するような人材として活躍をして、当町の農業後継者や新規就農希望者の意識の醸成につながれば、農業従事者の増に寄与するものと考えているところでございます。

なお、今年度修了予定の3名につきましては、これから就農計画を作成することになります。国見町内の農地を活用して野菜等の栽培を行っていただくよう誘導してまいりますし、さらに、来年度の研修生募集にあたりましては、まずは町内居住の方、そしてJ I Uターンで新規就農を希望する方へのPR、掘り起こしをしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

先日も、福島市出身で県外居住の方から、国見町に移住して、長期研修を受けて新規就農したいとの相談を受けたところでございますので、就農に向けてしっかり支援してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 卒業生1名おまして、この方、町内で聞いたところでは、8アールお借りをして、就農したと聞いています。

費用対効果をどう評価するかは今後の推移によると思いますが、過去2年間で4,000万円の予算をつけて、8アールの新規就農者が生まれたという事実は、これ厳然たる事実です。そういう意味では、繰り返しますが、費用対効果がどうなのかを、やっぱり町民の方々も疑問を抱いている点があるのではないだろうかと思っているところであります。

この事業が開始された段階の計画では、全体事業費の2分の1を国・県の補助、それから残りの2分の1はハウス栽培野菜の売上げで賄うと、こういう計画だったはずなんです。

先ほどの答弁、数字出ております。その売上げは、想定の50%に満たない数字なんです。この乖離です。これどう埋めていくおつもりなのか、お聞かせください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えします。

当初の地方創生事業としての計画におきましては、開所初年度より、運営経費の約半分程度を施設で栽培した野菜の販売収入で賄うこととしておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、昨年度決算額で471万5000円となっておりまして、当初の計画との乖離があることはご指摘のとおりでございます。

原因といたしましては、トマトの溶液栽培の難しさや露地栽培におけます天候不順、さらに病害虫の被害などによる収入量の不足などでございました。

農業ビジネス訓練所は、農業振興につながる人材育成を目的とした研修施設でございますので、野菜の栽培については、研修において栽培技術を学ぶための実習の場で

ございます。利益を追求するための野菜の生産販売ではないことをご理解いただきたいと思います。

しかし、少しでも生産性を高めるとともに、今年1月にミニトマトのJGAPを取得いたしました。さらなるブランド化を図りまして、商品としての競争力を強化してまいりたいと考えております。

今年度は、これまでのところ昨年を上回る販売状況でもありますし、今後3年程度を目標に、農産物収入を計画に近づけてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今の答弁で、この施設での野菜の栽培はもうけを追求しているのではないんだという答弁でありました。ということは、事業費の2分の1を賄うための生産を目標としていたというのは、売れなくてもしょうがないんだという答弁ですよ。もうけに走っているわけではないんだと言っているわけだから。だから、そういう意味では、この事業計画そのものに無理があったのではないかと思っているんです。

今年の予算、既に明らかになっていますが、今年は国からの補助がございません。したがって、2,135万円、全部町の単独事業ですよ。2,135万円の予算を組んで、全て町の税金で、売上げは450万円を見込んでいます。その差額の1,700万円は、純粋な持ち出しなわけです。計画が、はっきり言えば破綻している状況ですから、国の補助が切れた今年度以降、この財源見通しについて聞かせてください。

それから、町の担当で取り組む政策課題になるかどうか、後でまとめて聞きますので、この部分は結構です。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

財源の新たな見通しというお質しでございますが、今年度予算では、議員お質しのとおり、地方創生推進交付金がなくなりましたので、その分を一般財源で賄っているところではありますが、このくにみ農業ビジネス訓練所は、農業をベースとした国見町の地域振興を目指す研修施設でございますので、その財源を一般財源に代わって、ふるさと納税を原資としたふるさと振興基金からの繰入れにより賄うことも今後検討してまいりたいと考えてございます。

その際には、訓練所で取れた野菜などを返礼品として加えることも検討できるものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そういう抽象的なことではなくて、全体事業費の幾らは生産農産物の売上げで賄いますと、残りは、これは教育機関だから、町が全てそれを責任持って出すんですよと、損得ではないんだということによろしいですね。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 研修部分については人材育成という部分なので、その分については町が責任を持って負担すべきものでありますし、それ以外の野菜の栽培の部分については、できるだけ野菜の販売収入で賄えるような財政運営を考えていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 非常に不透明な先行きで、ちょっと心配になってまいりました。

若干質問を変えたいと思います。

実は2年間、今年3年目で、今年も委託費を使っていますが、農業再生協議会に、2年間で1,000万円の委託費を出しています、委託しています。これは100%人件費です。この間の現場での業務実態を聞き、見たりすれば、何で町の直採用にしないのか、よく分からないんです。なぜ委託しているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えします。

国見町地域農業再生協議会は、平成23年8月に設立されまして、町が事務局を担当しているところでございます。

再生協議会の業務といたしましては、鳥獣被害対策、原発災害に係る放射能検査業務、農地の集約、担い手の育成など、精力的に事業を行っているところでございます。

平成30年4月にくにみ農業ビジネス訓練所が開所しまして、それに際して、町と再生協議会とで農場管理補助員に関する委託契約が締結されまして、4名が農場管理に従事してきました。その後、退職等がありまして、現在は3名となっているところでございます。

くにみ農業ビジネス訓練所ですが、新規就農者の育成と稼げる農業の構築が主な目的の施設でありまして、国見町地域農業再生協議会の設置目的や業務と合致するものでございますので、農場の管理について委託契約を締結したものでございます。

また、農場の管理や農作物の栽培につきましては、生育状況や天候等に非常に左右されますので、平日のみならず土日の勤務も発生をいたします。さらに、夏場においては早出出勤をしてのかん水作業が必要になるなどシフト制の変則勤務となりますので、町の臨時職員としての勤務形態と異なるものから、再生協議会に委託をしたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 私は、この事業の人件費が目立っちゃうので、その目先を変える意味で委託をしたのかなと思ったんです。実際に、現場での仕事を除けば、ほとんど役所の人間がやっているわけです、いろんな意味で。だから、なぜこういうことをしたのか、ちょっと私にはよく分かりません。くどいんですが、指示命令系統、そういう業務の流れ等々見れば、そう理解するしかないんです。

そこで、お聞きいたします。

職員との雇用契約は何を根拠に行っていますか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

再生協議会の雇用職員につきましては、雇用労働契約書に基づきまして、雇用主であります国見町地域農業再生協議会と雇用される側である職員とで、雇用期間を1年としまして、年度はじめに雇用労働契約を締結しているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 雇用契約は労働協約が最優先、その次に就業規則で行われるわけですか。今回のこの事業所の雇用契約書には、就業規則に基づくという記載がございます。就業規則はあるんですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

再生協議会の雇用労働契約における就業規則については、町の規定に準拠するものとしておりましたので、平成30年度にくにみ農業ビジネス訓練所を開所し、当施設に職員を就労させるにあたり、再生協議会として新たな就業規則については作成をしておりませんでした。

よって、当施設の勤務形態を考慮した上で、早急に整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そうしますと、雇用契約書には、存在もしない就業規則に基づきと記載をしている。このこと自体、ある意味不正事実なわけですが、これ虚偽ですよ、ないんだから、就業規則。言葉は悪いですけども、嘘をついたということです、就業規則がないんだから。法的なことは、私よく詳しいことは分かりませんが、この契約書の有効性すら疑ってしまうんですが、ご答弁ください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

再生協議会と雇用職員との雇用契約の締結にあたりましては、雇用条件について詳しく説明をいたしまして、合意の上で契約を締結したものでございますので、有効なものと考えてございます。

また、就業規則がないことにつきましては、常時雇用職員が10名未満のため、法的には問題ないと考えますが、ご指摘のように雇用契約書に明記してございますので、早急に就業規則を整備しまして、職員に対しましても改めて説明したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） こういう質疑をすること自体非常に残念なことですし、異常なこと

なんです。早急に就業規則を整備して、雇用契約書の有効性を担保してほしいと思っています。

あわせて、職員には、従業員の皆さんにしっかりと説明をして、やっぱりきちんと謝罪をしていただきたいと思います。

最後に、先ほど事業主体のことで町長に、多分町長最後の答弁になると思いますが、聞きたいと思います。

国見町単独で行う事業にはちょっとあまりにも荷が重いのかなというのが、私だけではなくて、いろんな人としゃべってみると、率直な思いなんです。悪いという意味ではないです。荷が重いかなと思って。

そこで、やっぱり知識や財産も持っている県に事業を移行する、あるいは広域圏で事業展開ができるかどうか検討する、その発想の抜本的な転換が私はもう必要な時期ではないかなと思っているんですが、町長のご見解をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 最後に、最後とさっきお言葉ありましたから、最後に私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

農業ビジネス訓練所の事業継承についてのお話でございますけれども、当施設は、ご承知のように地方創生事業ということで、当初、ハードの部分については国の丸抱えで実は作ったということでございます。2年間は、いわゆる運営費の補助もございましたけれども、今年度から単費のみという形になっているというのは、ご承知のとおりであります。

ただ、これはしっかりと町として整備をさせていただいた施設でございます。担い手育成、それから野菜のブランド化などを通して、国見町の農業の振興、それから活性化を図る、いわゆる研修の施設という位置づけになっておるということでございます。したがって、基本的には、現時点でどうかという質問、先ほどありましたけれども、やはり短期的に今そういった状況ありますけれども、私、農業、いわゆる特によく果樹なんかは桃栗三年柿八年なんかはよく言われますけれども、野菜もちょっと私いろいろ聞きますと、なかなかそのエリアの中で温度とか水とか、あるいは空気とか、いろいろな条件によって野菜もすぐには一つの形にならないという話も聞いておるわけでございますので、ある程度長期的なスパンで、農業振興に対応する必要性があるのかなと思っております。

先ほど申しましたように、町の施設でございますので、しっかりとこれは町として維持、発展をするというのが、まずベースとしてあるのかなと思っております。

これまでも長期研修が4名、短期研修が約300名、それから体験研修も300から400名の方が、それぞれ研修施設で研修を受けているということでございます。それから、ミニトマトのJGAPの取得、トウモロコシとかカボチャのブランド化に向けた様々な対応などもございますので、一定の成果は出ておるなと思っておりますので、さらにこれを長期的なスパンの中で、さらにさらに前につなげていくことが必要なのかなと思っております。

ただ、運営について、確かに佐藤孝議員のご指摘のとおり、どうするんだという議論は当然あるわけでございます。これ先ほど課長答弁のように、とにかく野菜販売をしっかりと、歳入が入るような形で担保していく。

それから一方で、野菜のブランド化に向けた、ふるさと納税の一つの返礼品に確保する。そして、ふるさと納税の特財というものを充てていくことも、今後の重要な一つの課題なのかなと思っておりますので、その辺も視野に入れながら、今後運営的にも、今すぐ2年、3年でどうかということではなくて、先ほど申しました、5年、10年です。やはりこう野菜であっても、先を見通しながらやっていくことが必要だと考えておりますので、しっかりと町の施設として当面は、立派な施設でございますので、しっかりと魂を入れるということはまだできていませんけれども、魂を入れることをベースにして、しっかりと未来に向けて維持、発展していくことが、今私が申し上げられる最善の答弁と考えておりますので、そんなことでしっかりと、この農業ビジネス訓練所、研修施設として、町としてしっかりと対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 最後に町長から研修施設だということが明言されましたので、今後充実されるように、私のほうからも一生懸命支援したいと思っております。

今回、2点について質問いたしました。特に最初のプレミアム付商品券についてはいろいろ申し上げましたが、やっぱり大事な大事な税金が、本当に繰り返して申し訳ないんですけども、ずさんな形で事業執行されたというのは、どうしても私納得できないんです。今後も行政の無駄を省く、あるいは公平性、公正さを担保できるようなものを、議会としても、議員として努力をしていきたいと思っております。

最後に、引退を決意されました太田町長には、大震災直後から、町の復興、再生のために、多くの施策に全力投球をされてこられました。この間のリーダーシップ、そして想像を超えたご労苦に、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

退任後におかれましても、町政に対するアドバイスをお願いするとともに、健康に留意されまして、新しい舞台で一層活躍されますことをお祈りし、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで、一般質問を終わります。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後2時30分より、広報常任委員会を委員会室において開催いたしますので、ご参集願います。

7日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 9 分)

第 3 日

令和2年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月7日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第12号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第13号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第14号 専決処分の報告について
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第49号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 第 6 議案第50号 国見町図書館設置及び管理に関する条例
- 第 7 議案第51号 字の区域の画定について
- 第 8 議案第52号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第 9 議案第53号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第54号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第55号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流 課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	澁谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第12号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第12号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第12号、健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第13号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第13号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第13号、資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第14号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第14号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第14号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇
◇承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第4、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 総務課長にお尋ねします。

11ページに、観光費で1263万円が専決されておりますけれども、説明がされませんでしたので、もう一度お願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 2番佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

この7款商工費の3目観光費の部分の補正1263万円でございますが、役務費につきましても、モモ等の時期に際しまして広告等の掲載ということで220万円を補正増してございます。

12節の委託料につきましても、プロモーションビデオ、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の終息を見据えた、まちの交流人口、関係人口等の拡大のためのプロモーションビデオの制作ということで、350万円補正増ということでお願いしてございます。

17節の備品購入費でございますが693万円、こちらにつきましても、新型コロナウイルス終息後の交流人口、関係人口拡大のため、非接触型の情報発信も必要だろうということで、道の駅の道路情報コーナーに設置をしますデジタルサイネージ機器の備品購入費693万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 先月の議員懇談会で申し上げたんですが、6月の補正、それから今議会の補正で上げて、私は何ら問題ない内容だと思っています。緊急性があるかどうかという問題だと思っています。したがって、やっぱりしっかりと補正予算を組んで、それで議論していくと。そういう姿勢が大事だと思いますが、その点、総務課長お答えいただけますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しの件であります。今回につきましては専決処分に対応いたしました。引き続き、その緊急性等の部分につきましては、十分検討しながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そうすると、緊急性が特に認められない、私はこれを緊急性がないと思っています。したがって、この種のものがほかにもあるんですけれども、繰り返しますが、しっかりと議会で補正で出すと。もう一度お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

緊急性の判断につきましては、それぞれその時点で検討しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか、質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 農林水産業費ですので産業振興課だと思うんですけれども、先ほど総務課長が言われましたように、今回、国見産桃販売拡大支援ということで1100万円何がしになっているんですけれども、その負担金の中身につきましては、新型コロナウイルス対策及び新型コロナウイルスの労働力確保支援事業ということで、その中身についてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

産業振興費の補助金として計上させていただきました新型コロナウイルス対策・国見産桃販売拡大支援事業及び国見産桃労働力確保支援事業の内容ということでお答えさせていただきます。

まず、販売拡大支援事業につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、全国的に贈答用の高級果物の販売に影響が出ている状況、さらに経済対策を併せてということで、モモの販売購入費用の一部を助成しまして、モモの販売促進を促していきたいとするものでございます。

内容ですけれども、国見町の主力品種でありますあかつき、まどかのうち、最高級の特秀のモモ5キロ1箱の販売に対しまして、1箱500円を支援とするというものでございます。

次に、労働力確保支援の部分ですけれども、これにつきましては、モモの共選、出荷におきまして、新型コロナウイルスの影響で学生のアルバイトが確保できず、企業の人材派遣に頼らなければならない状況ということで、共選経費が増加しまして、農家の負担が軽減されるためこの補助金を設けまして、この掛かり増しを補助することで農家の負担を減少させて所得の確保をするものでございます。人材派遣で増加する分、1時間当たり500円をそれぞれJA国見営農センターと伊達果実のほうに補助したいとするものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、販売拡大応援ということですから、私の勘違いかもしれないんですけども、モモをもっと多くの人に買ってもらうための拡大の方法なのかなと思ったわけなんです。

新型コロナウイルスの影響などいろいろな理由でモモの出荷量が大幅減ってきているわけです。はっきり言って物を売りたいくても物を売れないという状態が続いていたと思うんです。その状態なのに、販売拡大とは意味が違うのではないかなと思うのですけれども、これはあくまでも農家の人たちに対する支援ということで、農家の人たちのためにやっているということで理解してよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

この事業の検討段階では、このモモせん孔細菌病のこれほど大きな影響があるということは想定されてございませんでした。事業の趣旨としましては、議員お質しのとおり、農家の皆さんのそのモモを多く人に買っていただき、農家の所得を確保したいという思いで取り組んだ事業でございますが、検討段階ではこのようなせん孔細菌病の拡大が想定されませんでしたので、結果としてモモの収穫量が思ったように確保されなかったということで、この事業における効果がどの程度になったのかというのは、これから検証してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第49号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第49号「国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第49号、国見町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 今回、選挙公報の発行ということで条例に定めるということでありませぬけれども、今回定めようとした理由とはどういったものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今回の提案の理由であります、この条例につきましては、県北地方の近隣の市町村におきましては既に整備をされているところでありませぬ。町といたしましては、町の選挙においては期間が短いということで、期日前投票にも間に合いませんということで、いろいろ検討してまいりましたが、やはり近隣の市町村でも整備をしているということから、今回改めてお願いをしているものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） それで答弁の中に5日間しかない、短い期間だということで、これまであまり出してこなかったということでありませぬけれども、この第3条についての理解なんですけれども、「掲載を受けようとするときは」と、委員会の指定する日まで出すということなんですけれども、受けなくてもよろしい、あるいは出さなくてもよろしい、この選挙公報に載せなくてもよろしいとも理解できるんですけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めませぬ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めませぬ。

これから議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第50号 国見町図書館設置及び管理に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第50号「国見町図書館設置及び管理に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めませぬ。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 国見町図書館設置及び管理に関する条例についてご説明を

いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番(佐藤定男君) この条例によりまして、図書室から図書館に変わることになるということだと思いますが、変わることのメリットは何か、お聞きしたいと思います。

また、運用費用面でも変化が出てくると思うんですが、費用増加というのが考えられると思うんですが、その点についてお願いいたします。

議長(東海林一樹君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(佐藤光男君) 佐藤議員のお質しにお答えいたします。

メリットといたしましては、ほとんどがメリットということでありまして、主なものとして挙げますと、国見町が所有する蔵書のみならず、町外の図書館が所蔵する図書の利用が可能となります。これには、県外の図書館や大学の図書館も含まれます。こちらが第1点です。

第2点といたしましては、県立図書館の移動巡回車あづま号が来館するなど、同館所蔵物の利便性が向上してまいります。

また、3点目といたしまして、資料のコピーが可能となります。現状の図書室においては、著作権の壁があって資料を見るだけに限られています。

第4点といたしましては、同様の理由によるものでありましたが、視聴覚資料、CD、DVD等の貸出しが可能となるものであります。

第5点といたしましては、選書や調べ物の相談に応じる調査相談業務、レファレンスサービスができることとなります。

経費として、公益社団法人図書館協会への負担金等の支出が7万円ほど拠出となります。法定図書館になることでの経費ということではありますが、法定ということでは前述させていただきました図書館協会等への拠出金があるだけということです。

なお、図書館となれば、各種事業等の展開もしていきたいとは考えることとなりますが、その事業によっては経費がかかるものと思っております。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 図書室から図書館になるということは、非常に歓迎すべきことだと思います。今答弁がありましたとおり、いろいろ利便性が出てくることは確かだと思います。その中で、この第4条に関する事なんですけれども、職員についてなんですが、図書館となりますと司書の配置が必要になるということがあったかと思いますが、そのあたりの準備はもうお済みなのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 教育長。

教育長(岡崎忠昭君) 図書室から図書館へということで、第4条のとおり館長とその他必要な職員を置くということになっております。館長を置くということは義務であ

りまして、その他の職員については、必ずしも司書を配置しなければならないということではありませんが、本町の図書館ではすでに司書を配置しておりますので、支障はないのかなとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 年間の図書を購入する、いわゆる蔵書計画もしくは蔵書方針があると思うんですが、現在、どのような現状になっているかお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 佐藤議員のお質しにお答えいたします。

現在、子ども移動図書指導員等で構成されます資料選定会議において、年間の図書購入方針を決定しています。また、寄贈受入れ、廃棄等についても要綱を定め行っているところです。選書に関しましては、話題の新刊や利用者のリクエストにも積極的に応じ、また児童図書、郷土資料等、ジャンルにとらわれず幅広い整備に努めております。図書館となっても、収集等の取扱いが大きく変わることはないものと考えております。

なお、現在の規定、公民館図書選定要綱、受入要綱につきましては、図書館化を機に国の示す基準に沿って図書館資料収集方針となるものを考えておりまして、定期的な選定会議として利用者及び町民の方の要望、または社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そうすると、今の方針といいますか、選定会議があつて、そこで選書していると。蔵書計画方針がある程度あるんだけど、今度図書館になるとそれをグレードアップするという説明だったんですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

現状、選書ということは実施しております。しかしながら、不足の部分は確かにございますので、その部分は入れ込んで、例えば郷土の資料等、または調査の資料等を積極的に収集していきますよという収集方針の中に入れ込んで実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いま一つ、ちょっとよく理解できないんですけれども、結局変わるんですか、変わらないんですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お答えいたします。

大きく変わるものではありません。不足の部分は確かにありますので、繰り返しに

はなりませんけれども、郷土資料ですとか、不足している部分について入れ込んでいきたいというところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いずれにしても、図書館になるというのは、前から伺っていたんですが、せっかく条例を作って図書館にするのであって、ましてやそのメリットが先ほど館長からいろいろ説明ありましたが、やっぱり予算をしっかりとつけて、今までの蔵書方針あるいは選書方針を少し変えていくと、充実していくという方向性が必要だと思うんです。その点について教育長からお答えいただけるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

図書室から図書館へ変更するという狙いの一つは、やっぱり町民の方々へのサービスの幅を広げるということで、図書館にすることで先ほど課長が答弁させていただいたとおり、例えば県立図書館をベースにしたサービスを広げると。あるいは全国の図書館、それから図書館として国立国会図書館等とも連携を図れることとなりますので、町民の方々の調べたいという要望には十分応えられるようになるのかなということが1つです。

それから2つ目は、図書館については規模的なものもありますので、本町では、例えばですけれども、視聴覚資料とか視覚障害者や聴覚障害者に関する資料については、ほとんど今までございません。予算の都合もありますので、全部揃えていくということではありませんけれども、点字図書館等との連携も図りながら資料の収集及びサービスの充実にも努めてまいりたいと考えております。

それから、蔵書、資料ですけれども、資料の件につきましては計画的に進めてまいりたいと思っています。今までは、先ほど答弁させていただきましたけれども、選定会議を開いて選定しておりましたが、今度もその方針は変わりませんが、年に複数回選定会議を開きまして、町民の皆様の意向等について十分に把握しながら選定に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第51号 字の区域の画定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第51号「字の区域の画定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 議案第51号、字の区域の画定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第52号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第52号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第52号、令和2年度国見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

歳入の、9ページになります。

総務費国庫補助金、1節地方創生臨時交付金9291万9000円についてお伺いします。

コロナ関連の臨時交付金の使い道には国からの制限がなく、各自治体に任せられていると思いますが、臨時交付金を活用する際には取組について実施計画を作成することになっていると思います。計画はできているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

計画につきましては、現在策定して、9月20日頃までには県のほうに報告、提出するようになっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 国の立案では、感染拡大の防止、雇用の維持、事業の継続、それから経済活動の回復、強靱な経済向上の構築が重要な取組になっていると思いますが、農業、商業、製造関係企業等、また一般家庭でも新型コロナウイルスの影響は少なからず受けております。この計画の作成にあたっては、議会にもある程度の計画が示されても良いのではないかと思います。その辺の資料を議会のほうに配付していただくようなお考えはあるか、9月20日に作成して県のほうに提出ということになっておりますが、そういったお考えはあるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

計画につきましては、議員の皆様にお見せしても問題ないものと考えておりますので、そのような方向で検討していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 総務費の13ページの、委託料、M a a S事業となっているんですけども、今年の場合、義経まつりも中止ということで、それに代わる事業なんですか、それをお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

同じ枠に入っているので勘違いなされたかと思いますが、義経まつりにつきましては中止にしたということで、あくまでも純減をするということでございます。

このエムエーエーエス、M a a S事業というのは、モビリティ・アズ・ア・サービスという、デマンド交通を総合的に検討する事業ということで、詳しく申し上げますと、ソフトバンクとかトヨタとか全国200社程度が参画するMONETという組織がありまして、そこが展開する自動車の自動運転とか無人配送とかを将来的に目指す事業の取っかかりということでございます。

以前にもご説明させていただきましたけれども、そういったことも含めて国見町では病院バスのデマンド化をしていったほうが良いのではないかと。御存じのとおり、まちなかタクシー、バス、病院バスについても国見町の利用者、町内の利用者の7割程度がもう病院だということですので、病院を中心とした新たな公共交通体系を検討する、その取っかかりとなるような事業ということで、今回、臨時交付金の中にもその事業メニューが出されるということで、トライアルとして実施をしていきたいなど。ばらばらな事業を最終的には総合的にまとめるような方向性を持って、新たな検討を

するためのM a a S事業ということで、この12節の委託料と13節の使用料、2つ計上させていただいておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 企画情報課長にお伺いします。

同じく13ページ、11目地方創生推進費、12節委託料の1500万円についてお伺いたします。

6月議会でも質問させていただきましたが、地方創生推進費の地域プロモーション事業、今年度の当初予算の金額は728万円でした。6月議会で大幅な委託料の補正の増額、さらに今回新たに1500万円の補正額となり、計4180万円となっております。6月議会での答弁は、企業版ふるさと納税が確かなものになったので、道の駅の防災と防災備蓄品に特化した横展開タイプ、官民連携ができる事業の中での立ち上げとの答弁と記憶しております。今回の1500万円、国庫支出金が1300万円、一般財源が200万円の委託料は、この中身について何であるのか詳細にお答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

前回補正させていただいたものにつきましては、先日、町長の行政報告の中でも出させていただきましたけれども、9月1日に国産産のリンゴを使った読売ジャイアンツとのコラボゼリーができて、9月1日にリリースをしたということで、正式な販売につきましては、今月下旬頃にはなるかと思いますが、読売ジャイアンツほか、オンラインストア、あとは道の駅などでそれについてはプロモーションが主体となりますけれども、そういった形で販売をさせていただく。あとは町としての備蓄も行うということでやらせていただきました。9月1日には読売ジャイアンツの川上さんの記念試合がありまして、その日に出身地である人吉市に2,000個贈られたということを確認をさせていただいております。

そういったことで、国産産の産品をプロモーションするのが1つの目的、あとは備蓄を増やすことが目的ということで、あとは国産産リンゴの価値を高めるということが最終的には、道の駅を核とした町の発展につながっていくのかなと考えております。

この第2弾ということでございます。今回は、臨時交付金がそれに充てられるということになりましたので、本来は来年度以降の地方創生の新たな5年のスキームに入れようかと思っていたんですが、それを前倒した形で今年度1500万円を確保いたしまして、やっぱり何といたっても国産産はモモでございます。モモのゼリーをやっぱり作らないと国産産にならないということでございますので、モモも若干難しい部分がございますから、その辺の研究、開発も含め、さらにはプロモーションを含めた

形で今年中にそれを実現していきたいということで、今回、補正予算に計上させていただいたとご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） モモの研究ということですがけれども、私は大変ありがたいことだと思います。特に今年は、モモ農家はモモのせん孔細菌病で本当に大打撃を受けました。贈答用、1件の農家で従来の2割程度の生産量しかできなかった農家もあると聞いております。本当に手塩にかけて愛情をかけて育ててきたモモが病気によって売れない、全国の皆さんの手に届かないということになれば、やはり違った道を模索していく、これは当然のことだろうと思います。

そこで、この研究には大変興味を示すところですがけれども、この委託される相手は事業者ですか、企業ですか、それとも個人といいますか、例えば大学の研究室とか、そういったところになるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

委託先ですが、ベースとなるのは、ご存じのとおり、BSFPを実施しているJAXAと連携しているワンテーブルが当然備蓄ゼリーを作る会社ということ、そこしかありませんけれども、そこになるのか、プロモーションを主体というのであればメディア系になりますし、研究開発をするのであればそういったところもあるんですけれども、ここの部分については調整をしながら、お互いに協定を結んでいますから、その協定の中で1番より良い相手方を検討させていただきたいと思っておりますし、するとなればワンテーブルに委託するのが一番いいのかなとは考えておりますけれども、ワンテーブルにつきましては、国見の食材を、いろんなものを多方面に使っていただけるような方向性でも検討させていただいておりますし、リンゴ、モモ、さらにはアンズとかナシとかいろんなものがあります。そんなものも使えるような方向性で、議員お質しの今年のせん孔細菌病で、当然贈答品にならないものが多数出ました。一部の農家さんに聞きますと、ネクターとかジュース用でも持っていないという状況もございましたので、そういったものを、皮をむけば中身は一緒です。そういったものを6次化で使えるような、あらゆるダイバーシティーを取った方向性をつけていけないといけませんので、そういったときの対策ができるようなバックボーンといいますか、そういったものを町がやっぱり検討していく状況になるのかなと思います。

一部ではモモのクラフトビールなんかも作っていただいた、トライアルなさっている農家さんもございますし、そういったことを含めて、町としてはできる限りいろんな方向性を検討できるような企業と連携をしながら、今後、進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3 番（松浦和子君） ただいま、企画情報課長の答弁、モモ農家の皆さんには本当に励みになる答弁だと思いますし、希望の光にぜひなっていたきたいという、そんな事業だと思っております。先ほど課長の答弁にもありましたけれども、モモは大変扱いにくい、生でいただくには大変おいしいんですけれども、それを加工していくとなると大変扱いにくいというお話でした。ぜひその辺の、あまり時間をかけずにできるだけ早くその研究の成果が私たちに届けていただくように期待しております。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

5 番（村上 一君） 20 ページの商工費の観光費の中で、以前も話は伺ったんですけれども、魅力的な滞在コンテンツ造成事業、12 項、1977 万円ほど計上されておるんですけれども、その内容を詳しく説明お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 村上一議員の質問にお答えをいたします。

魅力的な滞在コンテンツ造成事業ということでございまして、1977 万円観光費のほうで歳出を計上させていただきます。歳入も同額を補助金のほうで計上してございますので、実質10分の10の事業ということでございます。

これにつきましては、観光庁が公募方式による実証事業の中の一つの事業ということでございまして、現在、観光業界、コロナの関係で大変厳しい状況になってございます。そして、大規模な観光地に大人数で観光に行くと、そのような状況にはなってございませぬので、そのような中で新型コロナの影響を見据えながら新しい生活様式を取り入れて、小さい単位でその観光を進めるにあたって、公募型の実証事業を観光庁のほうで実施しますので、提案される方は提案してくださいという事業でございます。それで、町といたしましては、当然観光事業ということで旅行代理店、そしてSNSでグルメアプリなどを発行しています会社と官民連携のような形を取りまして、今回の事業に手挙げをさせていただいたということでございます。

こちらにつきましては、まだ採択については決定してございませんので、採択になれば事業執行するという形になろうかと思っております。9月中旬に採択の可否について観光庁のホームページで発表されるということになってございます。

この中身でございますが、具体的に申し上げますと4つの事業がございます。まず、コロナの状況の中で国見町の情報を国内外に発信をするという部分での情報発信の事業、これは旅行業者が使っている雑誌であったり、SNSのサイトなどを使って情報発信をしていくという事業が1つ。

それと、オンラインを活用しました食事会ということで、当然国見産の農産物などを参加者に郵送しまして、実際にネットを経由して作っていただいて、それらを試食しながらいろいろ懇談をする、そういう事業を1つ考えてございます。

それともう一点が、オンラインでのツアーということで、国見町の観光地といえますか、歴史的なところも含めて、旅行業者も含めて、オンラインで見せるわけですから実際ビデオなどに撮って、それを参加者に見ていただいて、ツアーを体験していた

だく。

そして最後に4点目でございますが、コロナ対策を十分に実施した上で、実際現地に来ていただく、国見町に来ていただくというようなことで、その4つの事業を主に考えてございます。それぞれ五、六回程度開催をして参加者も20人から30人程度、当然コロナの対策がございましたので、少人数で本当に興味のある方に来ていただいて、国見町の観光コンテンツを作り上げていきたいと思いますという事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 16ページの民生費、老人福祉費、補助金として新型コロナウイルス感染症対策「通いの場」エアコン設置事業とありますが、どこに設置されるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 8番松浦議員のご質問にお答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症対策の「通いの場」エアコン設置事業につきましては、今現在、通いの場で軽体操、あるいは百歳体操を行っていただいているところが18か所ございます。18の町内会と言ってもいいんですが、そのうち実際にエアコンのない通いの場、いわゆる集会所が5つございますので、その5か所について補助としてエアコンの設置をすることで、新型コロナ対策の部分と熱中症予防の部分と両立をさせていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 以前からエアコンがないところについては、強い要望がありましたので、今回、全てに設置されるということは大変喜ばしいことだと思います。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 18ページになりますけれども、予防費の中で、委託料と17節の備品購入費、これは同じ事業だと思うんですけれども、健康診断受付業務体制の構築ということで補正をする内容なんですけれども、これは新たに構築する事業なのか、それとも何か不都合があって何かを変えていくということなのか、その内容についてのどのようなものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 10番浅野議員のご質問にお答えをいたします。

こちらで計上させていただいております委託料の50万円につきましては、新型コロナウイルスの関係で、今年度行いました総合健診の事業の受付について、電話での完全予約制ということで行ったわけなんですけど、電話機の不足などすぐに取りれるシステムがなかったものですから、大変なご迷惑をおかけしたということがございましたので、この部分につきましては、システムということでは考えてございますが、電話

機の台数、いわゆる受付システムとしての電話機の台数を増やすということと、ヘッドセットなどを準備をしてすぐに対応できるものに変えていきたいということでお願いをしているものでございます。

では今後の使い道はというところなのですが、今年行いました総合健診の部分、あるいは脳ドック等の受付の部分につきましても、ほとんど電話での受付というふうに切替えをさせてもらっていますので、今後とも電話での受付で完全予約でやっていくということが主になるかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

20ページの、先ほどの5番村上一議員の質問に関連してですが、先ほどの答弁で4つの事業がありましたけれども、2番目にオンラインでのツアーというのがありました。国見の観光をオンラインでPRということだと思いますが、映像を流して見ていただく、紹介するということになると思いますけれども、その撮影する場所は大体決まっているんですか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

現段階ではまだ、詳細については決定をしてございません。当然、旅行代理店が入ってございますので、その担当者やなんか実際に国見町に来て、事業をやる場合、こういうところがいいだろうということで、その部分については協議をしながら、当然決定をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） これだけの経費をかけて作成するわけですから、恐らく業者丸投げではないと思っております。国見にいらした若い方たち、ホイスコーレの参加者とか、あとツアー、仙台からいらした方とか東京からいらした方とか、そういったツアーの参加者は何に魅力を感じているかといえば、やっぱりこの国見の豊かな自然や季節の農産物のおいしさではないかと思えます。

9月1日付福島民報新聞に、東京農業大学名誉教授の小泉武夫先生が、「我が山河」の中で国見町のことを書いてくださっておられます。恐らくご覧になった方もいらっしゃると思えますけれども、こういう新聞で、奥山邸がとてもきれいに描かれております。小泉武夫先生は福島県出身の先生ですけれども、この文章は阿津賀志山の歴史に始まって、町名の由来や商店街のことまで、本当に隅々まで国見町のことを紹介してくださっております。本当にありがたいことだと思います。役場産業振興課に寄って、深山神社の藤の花を紹介いただいたということもしっかり記載されております。ただ、残念ながらその相手の方がこんなすばらしい先生だったということに対応した職員が分かったかどうかというのは、ちょっとそこは何ともですけれども、そういう

先生が寄ってくださったということ、本当に感激なことだと思います。

その中で、深山神社の藤の花の紹介を受け、その花に感動したことや、国見の桃源郷、ちょうど藤の花が見頃で、あと果物の花も本当に見事だったんだと思います。桃源郷という言葉で表現してくださっておりました。こういった文章を参考にしながら、1年間の四季の移り変わりの美しさとか、阿津賀志山の展望台から例えば撮影して、春夏秋冬の変化、田んぼの稲作の農作業なんか説明しなくても、それを見れば分かるというぐらいではないかなと思います。また、季節ごとの花木の魅力、国見の人の優しさとか、スポットを当てるところはたくさんある、オンラインで見られるのですから、1足す1は……

議長（東海林一樹君） 松浦議員、簡潔にお願いいたします。

3番（松浦和子君） 分かりました。申し訳ありません。

1足す1を、3、4、5になるぐらいのものを作らないともったいないと思います。住んでみたくなるような作品、夢や希望の持てる作品、業者にいっぱい注文をつけて納得いくまで議論して立派な作品を作っていただきたいと思います。そこまでやる気があるか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

小泉さんの記事、私も読ませていただきましたが、それでツアーコースができるのではないかというぐらいの内容だったかと思います。議員ご指摘の部分も含めて、きちんとした、ただ、この事業につきましては、最終報告期限が来年の3月7日ということになっていますので、年度またぎではないので、春とか夏のモモの時期、もう過ぎてしまいましたので、そういうコンテンツが取り入れられないのがちょっと残念なのかなとは思っております。いずれにしましても、議員のご指摘を受け止めて、事業採択になれば実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 学校教育課長、お願いします。

ちょっと分からないところがあったもので、お尋ねします。

24ページの小学校、中学校における委託料でGIGAスクールの構築業務ということで、小学校が2792万4000円、中学校が1982万円となっておりますけれども、構築業務の内容について、まずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

24ページの小学校費、中学校費に分けて委託料ということで、GIGAスクールの構築業務合わせて4774万4000円になりますけれども、今回計上させていただいております。

この中身についてご説明させていただきますが、基本的には、GIGAスクール構

想により、児童生徒1人1台の端末機の導入というのが大きな導入費用の1点でございます。ただ導入をしてもそれだけでは使えませんので、初期設定、さらには端末の管理ソフト、そして管理ソフトによって端末機を管理するという設定の業務が発生します。さらには授業で使う授業ソフトという教材を配付したり回収したり提示したりというソフトの導入、それとともに学習支援のソフト、これは学習ドリルというのが中心になるんですが、そのソフトの導入費、さらには先生方を支援する支援員の経費を計上したものでございます。それぞれ、小学校、中学校について分けて計上しておりますが、小学校においては355台の端末、それから中学校におきましては216台の端末を基本としてその周辺整備、さらにはソフトを含めた経費ということになります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、このGIGAスクールの構築をするということで、端末機及び支援員の経費ということですが、この端末の設定はいつ頃にして、結局、この端末機を利用した授業をいつから始めることを考えているのか。補正予算を組んだ以上は早めにやると思うんですけども、やはり2学期ももう既に始まっていますんで、2学期にはもう間に合わない。となれば3学期なのかなど。そうなってくると、子どもたちにとって今までの授業から端末を使った授業に変わった時点でいろんなことが変わると思うんです。子どもたちにはこのGIGAスクールをやることによって、このようなメリットがある、こんなやり方があるという周知、その辺が十二分になされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まずは、これからのスケジュールということになりますけれども、今回、この補正予算を計上させていただきお認めいただくということになった場合、実は10月もしくは11月に機材の購入、それから初期のセットアップの関係での機材調達についての入札の方法を基本として導入となります。しかしながら、今、GIGAスクールが全国各地で進んでおりまして、この端末機の需要が非常に上がってきております。さらに、それに含めて周辺機器の関係もなかなか調達しづらいということでございますので、基本的には年度内に導入を目指した形での取得を進めていきたいということで考えているところでございます。

さらには、取得をただけではだめで、初期のセットアップといいましても子どもたちの端末機等の登録管理もでございますので、新年度に入ってから子どもたちに端末機の配付をするというのが、現実的などころと考えております。基本的には年度内の完成を目指しますが、今度は導入しただけとなり、実際の運用ということになりますと、先生の運用方法の関係もでございますので、実際に落ち着いて使用できるのは夏休み明けぐらいになるのかなどというのが現在の考えでおります。

いずれにしても、早めに対応できるような形で、子どもたちにこの内容を教示できるような形で進めたいということで考えておりますので、ご理解のほうお願いし

たいと思います。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長が今言ったように、やっぱり今年度中に機材を購入したいということと、あとは新年度に合わせたいということなんですけれども、これから機材を、予算を組んで買うということになるのであれば、今から買う必要はないのではないかなと思うんです。つまり、機械というものは毎年変わるわけです。となってくると、今買っておいて、来年の4月に使いますよとなった場合に、わざわざ古いものを買うのなら、その時期に合ったものを、その時期に製造している機械を購入したほうが、古いのを買うのではなくて新しいもので確実に4月1日に始めたほうが良いと思うんですけれども、その辺はあくまでも機械はもう買うという考えでいくのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えさせていただきます。

全部で約570台の端末機をそろえるとなりますと、なかなかその準備も時間がかかりますし、今、全国でGIGAスクールの関係、実際に5年前倒しで進められているということから、非常に逼迫した状態になっているということでございます。当方としては、発注から導入までの間に技術の革新といいますか、ソフトの改修とかがあった場合については、できるだけ最新なものを入れてほしいという希望はございますが、発注状況としては、10月もしくは11月に発注する段階での業者での取組という形で受けざるを得ないというのが現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 10番議員の関連です。

予防費の関係なんですけど、今年、新型コロナウイルス感染症の関係で、予約制で健診をしたと。当然健診率が下がったと。健診率が下がれば当然、早期発見ができないわけですから、そういう方がいらっしゃれば医療費がかさむ、つまりは最終的に医療費の増大につながるという悪循環になるわけです。それがどうなるかというのは、実は今、公衆医療、予防医療の観点で一番大事なところなんです、健診率を高めるというのは。ところが今の課長の答弁を聞いていたら、その対応がちょっとまだ我々には伝わってきていないのにもかかわらず、次年度以降も、新型コロナウイルスが終息しないという前提で言ったのかどうか私分かりませんが、次年度以降も電話予約の健診になると、今明確におっしゃったんですけれども、そういうことなんですか。それともあくまでも新型コロナウイルスを前提にしたということ、どっちなんですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 2番佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの関係で、今年の総合健診については完全予約制にして行いました。その健診率については、昨年度と比べると約半分ということになってございます。ここで一つ考えなければならないのは、半分になった理由がいわゆる新型コロナ

ウイルスの対応、電話予約の件で半分になったことかというところなんだと思っています。私も、いろいろとお話を聞いたりしている中で、これは健診会場に行って健診を受けた方にも聞いてございますが、電話予約になって、電話予約そのものについては大変つながりにくくて困ったということで、多くのクレームをいただいたことも事実でございます。ただ、健診会場では、電話予約になって健診に来てみたら、きちんと15分の間隔で10人ずつということで、中に入るのも3密にならずに安心して健診を受けられると。中の移動もスムーズであったということで多くの方にそのようなお話を聞いてございます。ここはすごく大事なことかなというふうに思っていたので、予約制による部分については、次年度以降も有効なのかなという判断をしているというところが一つございます。

それから、今年半分になったというところの理由の一つについては、電話予約があったから半分になったということよりも、多くの方が新型コロナウイルスの情報を連日受け止めている中で、大変不安になっているということもあったかと思います。その不安な要素で今年は健診はやめようという方もいらっしゃるのだと思ってございます。そのようなことを踏まえて、次年度、800名が、半分になったことが続くとは考えてございません。より受けやすい健診を追求をするという中で、一つの方法として電話予約によるものを考えていくということで答弁をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 新型コロナウイルスを前提としているか、していないかちょっと答えなかったから、こちらで一方的にしゃべりますけれども。実は、町の健診だけではなくて企業の健診、協同組合とかそれぞれが加盟しているそういうところも、町でやったと同じように、完全に予約日だけで入れていたんです。今までですと、はい10人病院に行つてということがあったんですけれども、そうではない。つまりは、それは期間が長くなるわけです、健診の。だから企業の場合はある程度対応できます。

ただ、町の場合、私が言いたかったのは新型コロナウイルス感染症が終息しないから電話予約はします、でも、密集できないわけでしょう、当然同じ人数が来れば今まで1週間2週間だったのが倍になるわけです。その対応をちゃんと一緒にしていかないと、電話機のハード分だけ整備しても何にもつながらない。その点で、さっき電話予約すると断言しちゃったから、それはちょっと大丈夫なのかなという思いで質問します。もう一回お願いできますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

電話予約をして、今年行いましたのは、6日間の中でやりました。通常が11日間ということでございますから、半分になったというところでもあります。その半分になったところを、さらに午前と午後に分けて実施をしております。今まで午前中だけの受付ということでしたが、今年は午前と午後でやったということにしております。

では、次年度以降どうするんだということなんですが、密にならないで、さらに健

診の数を元に戻していくということになると、佐藤議員お話があったように、日数を伸ばすか、今年と同じように、同じ11日間でやるにしても午前と午後で2回受付できるようにするかということになってまいりますので、その点については、来年度の健診に向けて検討していきたいと、そのようなことで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 保健福祉課長、関連しますけれども、そうしますと、今まで、より多くの方々に健診をお願いするという方針でやってきたんですけども、新型コロナウイルスの状況の中では、先ほどの説明は理解できるんですけども、いずれ終息するものと考えているんですけども、もう将来的にこの方針で、電話受付だけでやるんだということになれば、ずっと健診者が減ったままで移行する形になるのではないかと思いますけれども、そのあたりについては、より多くの方々に健診を受けてもらうという観点からすれば、どのようになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 10番浅野議員にお答えをさせていただきます。

健診の受けていただける受診者の数については、確かに昨年度は1,800名、今年については大体その半分ということになってございましたが、その数を少なくともいいということで考えているわけではございませんので、より多くの方に受けやすい形で健診を受けていただくと。この方針は変わるものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第53号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第53号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第53号、令和2年度国見町公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第54号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第54号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第54号、令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第55号 令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第55号「令和2年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第55号、令和2年度国見町介護保険特別会計補正予

算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後1時より現地調査を行いますのでご参集願います。

9月11日は午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催しますのでご参集願います。

午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時43分）

第 4 日

令和2年第5回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 令和元年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 令和元年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第11 常任委員長報告
- 請願第 1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する請願書の提出について
- 請願第11号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書
- （追加日程）
- 第12 議案第56号 工事請負契約について
- 第13 同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 発議第 5号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水の海洋放出に関する意見書
- 第17 議員の派遣について
- 第18 常任委員会の継続審査について

第 19 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	澁谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は、上着を脱いで臨まれても結構です。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇認定第1号 令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「令和元年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、令和元年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については、款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第21款町債までであります。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） これは税務住民課になると思えますけれども。

歳入の町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税ですけれども、町民税が大分減ってきているんですけれども、その要因についてお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

町税の部分で、町民税が下がっている、その理由は何か、ということでございますけれども、「一般会計における主要な施策の成果」の中に記載をしておりますけれども、個人町民税につきましては、生産年齢人口の減少に加え、昨年分については営業と農業の所得減少が影響して減少したというものでございます。

さらに、法人町民税については、仮置場関連業務の縮小に伴いまして、土木建設業

において大幅に減少したことに加え、製造業についても減少したことから、大幅に減少したというのが、2つの町民税の減少の原因でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長の答弁では、生産年齢人口の減少が要因ではないかということなんですけれども、では、生産年齢の減少はどのような推移をしているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

生産年齢人口の減少についてということでございます。

税務住民課においては、住民基本台帳に基づく統計人口という形で毎年県のほうに報告されて、あるいは公表されている数字があります。そちらに基づいてお話ししたいと思います。

今、手元にある数字は、一番古くて平成20年3月31日現在、そして、途中から基準月日が3月31日から1月1日に変わりましたが、直近が令和2年1月1日です。

生産年齢人口だけを見ますと、平成20年3月31日現在では、15歳以上65歳で、6,339人。

直近の令和2年1月1日現在の生産年齢人口については4,576人となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 税務住民課長、お願いします。

ベースで平成30年度と平成31年度の納税義務者数及び1人当たりの額をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度の納税義務者数並びに1人当たりの金額、さらには令和元年度の決算からの数字でお答えいたします。

前々年、平成30年度決算における収入済み額ですけれども、個人町民税の現年課税については、3億5000万円余りありました。納税義務者数については、県に報告しております報告書の課税人員から人数を算出いたしまして、平成30年度は4,607名、納税義務者1人当たりいたしますと7万6269円です。

そして昨年度、令和元年度の決算額より申し上げます。個人町民税現年課税分については3億4000万円余りありました。納税義務者数については前年と同じように数字を把握いたしますと4,583人、納税義務者1人当たりは、7万5181円となります。

以上答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦和子議員。

3番（松浦和子君） 建設課長にお伺いいたします。

決算認定書の10ページになります。

13款使用料及び手数料、2目土木使用料、1節住宅使用料の収入未済額965万5658円についてお伺いします。

この未済額については、監査委員からも未収金の解消に向けて努力されたいとの意見がありました。

決算にあたり、この意見をどのように捉えているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

この使用料の未納分でございますけれども、このことにつきましては、住宅の入居者間の不公平感解消と、健全な住宅運営を図る上でも、この未納解消に向けた取組は重要と考えてございまして、今後とも、納付相談等の強化と適切な督促を行ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、高額滞納者につきましては、状況によりましては調停等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、入居されている方々の事情を十分に配慮し、その方々に寄り添った形で未納解消に向けた取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、質疑はありませんか。27ページから28ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、2款総務費について、質疑ありませんか。

28ページから44ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について、質疑ありませんか。

44ページから54ページです。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 保健福祉課長にお伺いいたします。

決算認定書48ページ、3目障がい者福祉費、13節委託料の相談業務71万9400円とありますが、この相談はどのような形で行われているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 3番松浦議員のご質問にお答えをいたします。

相談をどのような形で行われているのかということのお質しでございますが、相談業務につきましては、福島市にありますNPO法人ひびきの会というところに委託をしております。

身体障害、精神障害、知的障害の3障害全てを対象としてございまして、常時の相談については電話による相談、また、月1回観月台文化センターで来所の相談会を実施しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 保健福祉課長、お願いします。

ヘルプマークについては議案調査会でもお聞きしましたが、20件の疾病、障害等を持っている方の内訳を教えてください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） すみません、ご質問をもう一度お願いできますか。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） ヘルプマークを交付された方の疾病、障害、それから不自由なところ、その理由の内訳を教えてください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） ただいま手元に資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきますということによろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 議案調査会でも、昨年度は広報活動等について行わなかったという報告がございました。

ヘルプマークについては歴史が浅いものですから、役場から町民の方々に対する周知がやっぱり必要だと思うんです。

そういう意味で、今後どのような形で進めるか、広報活動、周知をどのようにやるか、その点についてだけ答えていただけますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

3月にご質問をいただいた件の続きかと思いますが、ご指摘をいただきまして、今後の広報活動にも含めていくということでお話をさせていただきました。

今年度に入りまして、一度、広報くにみを通じて広報させていただいてございます。

また、機会があるごとに広報をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に4款衛生費について、質疑ありませんか。54ページから59ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に5款労働費について、質疑ありませんか。59ページから60ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産業費について、質疑ありませんか。60ページから68ページです。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 産業振興課長にお伺いいたします。

決算認定書の68ページ、3目林道費、15節工事請負費の不用額219万1200円の理由についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

林道費の工事請負費の不用額についてのご質問でございますが、これにつきましては、当初、林道水晶森線の維持補修の工事費として予算化をしておったところでございますが、事業予定時期に台風19号が発生しまして、そちらの災害復旧のほうを優先して対応したということで、発注に至らなかったということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 水晶森線も随分傷んでいると思います。

森林は、水源の涵養や山地災害の防止など様々な機能があると思います。林道は森林整備を行うために必要な道路だと思いますので、ぜひ早い対応をお願いします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねをいたします。

個別の主要施策の成果の、米の付加価値向上事業ということで、一般会計から20万5000円を交付金で出していると。この事業の目的としては、国産産米をPRするという事なんですけれども、その中身についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この補助金につきましては、63ページの負担金補助及び交付金の米の付加価値向上事業の実施について、補助金の支出についてのご質問でございますが、国見町の主力農産物であります米の付加価値の向上を図るために、くにみ米づくり研究会に補助

金を交付したものでございます。

このくにみ米づくり研究会におきましては、特別栽培米の認証基準によります低農薬、自然肥料などの生産管理を行って栽培した米、コシヒカリ、天のつぶですが、これをブランド米、「くにみ米」として販売しているものでございます。

昨年度は5名の生産者が1.6ヘクタールの圃場で取り組みまして、約8トンを生産したというものでございます。

補助金の内容は、研究会に対しての補助金ですが、くにみ米づくり研究会における補助金の使い道としましては、このくにみ米は、特別農産物としての認証を受ける必要があるということで、全農に対してその認証における申請料や認証料、さらに、このくにみ米の販売にあたっての米の袋、パッケージの作成、それから、特別栽培米のガイドラインを示したラベルシールの作成、さらにPRにおきまして、PR用のはっぴとか、試食の食材の経費などとなっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） それで、今後の取組ですけれども、持続的に事業を推進するということですけれども、その米の生産者農家が5名、これは、一般の農家の皆さんがつくっている米とは違う、付加価値をかけた米だということをやっているんだとすれば、当然このトン数を含め、生産者の人数も増やしていくべきだと。そうした場合に、どんどんブランド米を増やしていく計画を立てなければいけないと思うんですけれども、その計画的なことは考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

この取組については、くにみ米づくり研究会で取り組んでいるところでございますので、町としてはしっかりブランド米づくり、PRに向けて支援をしてみたいと考えてございますし、さらにその拡大に向けてということになりますと、これまでのPR販売によって購入者、リピーターも増えていると聞いてございます。

その生産拡大に向けて、くにみ米の魅力をPRするとともに、認定農業者など、やる気のある生産者の加入に向けてもしっかり支援をしてみたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、7款商工費について、質疑ありませんか。68ページから71ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について、質疑ありませんか。71ページから77ページです。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 建設課長にご答弁をお願いしたいと思います。

72ページで、道路橋梁維持費の中に、JR跨線橋の調査をしたということなんですけれども、この調査結果については、どのような結果になっておりますか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

この橋梁点検の結果ということでございますが、この橋梁につきましては、サービスエリアのアクセス道路であります、日照田橋の点検とでございます。その診断の結果につきましては4段階で評価されているところでございます。

健全から緊急措置段階というまで4段階ありますが、この日照田橋の診断結果につきましては、判定3の早期措置段階ということでございまして、現在は支障は来してございませんが、5年に1度点検してございます、その次の点検までに早期に修繕等の措置を講ずるべきだという判断結果でございますので、その診断に基づきまして、今後、修繕等の事業について実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 決算書72ページの道路橋梁総務費、委託料、イベント業務の件です。議案調査会では、道の駅国見あつかしの郷の竣工での記念イベントというご説明でありました。

それで、まちづくり交流課で行った2周年記念事業は、この間の議案調査会では、道の駅の店舗の開業2周年というご説明があったんですが、日にちはどういう配置なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 2番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

この2周年、道の駅の設備等建物竣工2周年記念ということでイベントを実施させていただいたところでございますが、この竣工日、4月27日竣工したということで、2周年ということで実施させていただいたところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） まちづくり交流課のイベントはいつだったんですか。それも併せて聞きたかったんですけれども。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） まちづくり交流課のイベントにつきましては、5月3日と4日に実施をしています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 同じところですね、建物は1つなんですから。同趣旨だと思うんで

す。建物をつくった、その建物の中に入っているメインであります道の駅の各ブース、それをなぜ一体化して同じ日にやらなかったのかがよく分からないんですが、分けた背景、理由をお答えください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、この竣工2周年ということでイベント開催、これにつきましては、道の駅自体が国土交通省と共同で設置したということでございまして、国土交通省の建物と町の建物ということで国と共同ということでございますので、国土交通省と共同でこのようなイベントを実施させていただいたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをします。

5月3日、4日の2周年事業につきましては、1周年が平成30年5月3日、4日、5日実施をしております、2周年もその時期にということで5月3日が施設が開所をした日ということで、その日にあわせて実施をしたということです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費、77ページから82ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について、質疑ありませんか。82ページから103ページです。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 主要施策の成果のほうで、114ページのいじめ防止対策事業の成果についてお伺いいたします。

事業の概要として、いじめ問題専門委員会の設置と委員任命と、いじめ問題対策連絡協議会の設置と委員の委嘱と、2つの委員会がありますが、この2つの委員会の性格といいますか、どんなことを協議している委員会なのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 3番松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに、いじめ問題専門委員の役割でございますけれども、これにつきましては、見識を有する大学の教授、それから、前の教育者、校長とかを歴任された方、そして学校と家庭を結ぶ役割を持っているソーシャルワーカーの3名で構成される委員会になります。この専門委員につきましては、いじめの情報があつた段階で、まずその内容を調査、審査するという役割を持ちまして、それに伴って適宜必要な措置を講ずるとというのが専門委員の役割でございます。

一方、いじめ問題対策連絡協議会というのがございまして、こちらにつきましては、学校はじめ保護者、そして警察や児童相談所、そして一部町民の方も加わり、さらには町と教育委員会、全部で13団体で構成され、それぞれがいじめ問題に対しての役割を持っております。保護者の役割、学校の役割ということで持っていますけれども、それを受けて取り組んでおりますけれども、それを連携した取組にするという形での連絡協議会でございます。

こちらにつきましては、いじめに対する未然防止、そして早期発見等の対策に努める役割を有しているということで、この2つの専門委員と協議会については若干の性格的な違いがあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 今の答弁を受けてなんですけれども、こういった委員会はあまり忙しくないほうが望ましいと思います。

今、国見町の小学校、中学校において、このような事例を協議したということはあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

いじめ問題専門委員会につきましては、今、課長のほうから答弁したとおり、具体的にいじめがあったときに調査をするという役割と、それから、各学校、教育委員会に対してのいじめの対策についての指導、助言という役割もございます。

今、いじめにつきましては、早期発見、早期対応というのが原則で、昔はいじめの発生件数ということで捉えていたのですが、今は、いじめの認知件数ということで捉えております。

年に何度かアンケートをやっているんですけれども、悪口を言われたとかそういうことも、まずはいじめとして認知して対応するということです。小学校で昨年度に37件のそういう申出がありました。中学校が2件ありました。そのことについてはこういう内容ですということで、専門委員会のほうに報告をして協議していただいて、学校の対応、教育委員会の対応について助言をいただいているところです。

一方、連絡協議会のほうにつきましては、情報ですので、件数や大まかな内容について報告をさせていただいて、それぞれの団体の役割に応じて、いじめの未然防止を図っていただくこととなります。また、各団体の連携について助言をいただいているということです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 小学校37件というのは、悪口を言われたことなども上がってくるということなんですけれども、それはあまり大きな問題にはならなかったのだと思います。

国見小学校の児童にしても、県北中学校の生徒にしても、大変挨拶がすばらしくて、町民の方からもお褒めの言葉をいただくことがあります。ひとつ、このままこういった委員会が忙しくならない、そんな環境づくりをお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 87ページの教育振興費の中の扶助費の内容について、誤払金返納未済額ということで9万8016円支出になっているんですけども、どういうことなのか答えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 5番村上委員のお質しでございます。

87ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の扶助費の中で、誤払金返納未済額という表現で9万8016円という表記があることについてのお質しでございます。

この科目につきましては、要保護・準要保護ということで、子どもをお持ちの中で一定の所得水準に行かない方については、給食費、学用品費、校外活動費というのものもあるんですが、そういったものを扶助する制度がございます。これは一般財源化されている制度でございまして、それで支給した内容でございまして、お1人の方、子ども2名について、実は給食費もこの就学援助費で支払っているのにもかかわらず、給食費を未納であったという事例でございまして、これにつきましては、町としての債権として確定するために決算書上このような形で計上させていただいたというところがございますので、本来であれば給食費として払う目的で支給したにもかかわらず、それを払わなかった、目的外に使用したということで全額返還を申し出たものの払っていただけなかったということで、債権を確保するためにこのように表記したということでございます。

なお、この方につきましては、自己破産の手続等の処理をしている関係で、今のところ弁護士を通じまして処理を進めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

教育費についてほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について、103ページから105ページです。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 先ほど聞き逃してしまいましたので、環境防災課長、お願いします。

町内会からの補修等の要望について、毎年、各地区に予算が配分されていますが、令和元年度の要望事項の件数とその内容、継続が何件、新規要望が何件か、今分かればお答え下さい。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えをいたします。

令和元年度の要望事項であります。主に建設課や産業振興課の事業でございますが、方部会の事務局が環境防災課ということでお答えさせていただきます。

要望の件数といたしましては153件ございました。そのうち、昨年度の時点で新規のものが85件、継続のものが68件ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そうしますと、153件のうち、実際、金額はちょっと細かい話になるでしょうから聞きませんが、実施をしたという、解決をしたという件数、割合、この点については分かりますか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

実施の件数につきましては、153件のうち69件が実施済みの事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 69件の新規、継続の内訳を聞かせてください。

平成30年度の実施率と比較してどの程度推移しているか。下がったのか上がったのか、その2つについてお答えください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 平成30年度の数字は、すみません、持って来ておりませんでした。後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、令和元年度につきましては、実施率といたしましては45%となっております。

内訳といたしましては、新規の分が50件、それから、継続の分が19件という内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 環境防災課長にお願いいたします。

予算書の30ページにおいて、防犯灯の設置工事ということで158万4000円ですが、防犯灯につきましては、今までは蛍光灯が主流でしたけれども、状況に応じてLEDに今度は変わっていくということで進められていることに対して、大変喜ばしいことだなと思っております。

その中で、今回の議案調査会では、12基設置をしたという説明を受けましたけれ

ども、町内全体にある防犯灯の数はどのぐらいなのかお知らせください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

防犯灯の基数でございますが、令和元年度末現在で1,123灯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 全体で1,123灯ということで分かりました。今回12基の工事をやったということでありまして、そうすると、LEDになった防犯灯というのは今現在何基になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

令和元年度末で、LEDになった防犯灯の基数でございますが、トータルで108灯でございます。

決算書でご説明をいたしました12基の新規の以外に、修繕で灯具がLED化されたもの、新たに、蛍光灯の灯具というのが今はございませんので、修繕で灯具の交換が必要になったものについては全てLED化ということで現在は進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、全体で1,123灯ある中で108灯、10%いかなのかなということでLEDになっているということなんですけれども、これはもともと、今ついている蛍光灯というか昔のタイプの防犯灯が壊れたときに改修をしていくということとは思うのですけれども、今後はやはり、今10%に満たないということは、夜子どもたちが歩く、防犯的な部分がかかなり強いということを考えれば、件数をもっと増やさなければいけないと。

壊れてから動くのも必要ですが、ある程度、本当に危険性がある場合は、変えていくということがあってもいいのかなと思うのですけれども、その点はどういうふうを考えて、今後やはり壊れたら変えていくという趣旨の下で進めていくのでしょうか、その点をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

安全確保の面から早いうちにLED化をというご質問かと思いますが、いずれにいたしましても、蛍光灯については、管は今もございまして、いわゆる球切れをした状態の部分で新しい蛍光灯に変えるという部分については今も可能でございます。

資源の有効活用ということもありますし、それから、省エネという部分もございまして、非常に経費のかかる部分でございますので、この更新に関しましては慎重に進めていかなければならないなということでございます。

いずれにいたしましても、蛍光灯の灯具、これが故障、それから破損いたしました

らばLEDに変えていく、あとは、蛍光灯の灯具は今はないということでございますので、そのようなことで今後も進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 主要施策の成果の93ページですが、貝田長障子遺跡発掘調査事業について、事業成果としては発掘調査で出土した石器物及び図面等の整理、報告書刊行とありますが、これは刊行されているのか、町民にも明らかにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 松浦議員のお質しにお答えをいたします。

主要施策の成果93ページの中に、需用費の中に印刷製本費が含まれてございます。90万円ぐらいだったと思いますが、その成果について製本化しまして、歴史館等に配置をしておるという状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 個別主要施策の成果の106ページ、令和元年度公共土木施設災害復旧事業なんですけれども、去年の台風19号によるいろいろと被害が出たところなんですけれども、その中で、森江野地区に集中していたんですけれども、すぐに家具のいろんな搬出から何から早急にやってもらったと。あと、住宅、物置の解体までやってもらっているということで、地区から感謝されておるんですけれども、去年のような異常気象の中で、災害もこれから想定されると思うんですけれども、その辺対応できるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番村上 一議員の質問にお答えいたします。

今後の災害発生時の対応ということでございますが、災害については様々な災害があると思います。台風第19号におきましては、主な被害につきましては浸水害ということで、エリアもある程度限られた地区ということでございましたので、早急に対応できたと考えてございます。

今後、どのような災害が起こるかによりますけれども、いずれの災害に対しても、町としましては、その災害に対しましては全力を持って対応してまいりたいと思いついて、規模によりましては国・県に要請をしながら万全の体制で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 学校給食費に関わる教育委員会に関してですけれども、102ペ

ージで3目学校給食費です。

この中で、賄材料費ということで3,500万円計上されておりますけれども、賄材料費ですので、地産地消への取組ということで取り組んでおられると思いますけれども、どのような現状だったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 10番浅野議員のお質しでございます。

学校給食については、食材の入手方法につきまして実は3通りの方法をとりまして、1つにつきましては、町内食材でなかなか賄えないものについては給食の納入業者から、そして、町内では、給食の出荷組合というものをつくっていただきまして、そこで入手しているということですが、さらに出荷組合においてもなかなか町でつくった産品について十分に確保がいろいろ難しい場合については、広く入手しているということでございます。

それで、県産業課サイドのほうから地産地消の補助金ということで、今回については100万円を超す金額をいただいております、そういった中でできるだけ町の出荷組合を通じて町内の産品について入手すると、そういう形で務めておりますけれども、どの程度町での入手になっているかについては、私、今、資料を持ち合わせておりますので、できるだけ以後につきましても、町の産品について入手するように努めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） それで、経済問題になりますけれども、この地産地消に取り組んで、いわゆる地域に還元するということもやっぱり1つの重要な課題になっているのではないかと思います。

町内で調達できるものも限られたものになっておりますけれども、このあたりで実際に町内に還元することに、増やしていく、注視していくという取組ではどのような形で重点的に取り組んでいるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

地産地消で地元産がどのくらいあるのかというのは、今、課長のほうで答弁させていただきましたが、11月くらいだったと思うんですが、調べる期間を取りまして1月ほど細かくデータを取る月があります。国見町においては、すみません、今、具体的に数字を持っていないんですけれども、原発事故の後何年間かは本当に低い水準になってしまったんですが、それ以後は地産地消を進めまして30%を超えて、震災以前のところまで地元産は盛り返しているところです。

給食センターにつきましても、できるだけ地産地消ということで、地元産あるいは県内産ということで取組を進めております。今後とも一層地産地消を進めてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

保健福祉課長（菊地弘美君） 2番議員への答弁をよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） はいどうぞ。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 先ほど、2番佐藤議員からご質問がありましたヘルプマークの件について、ご答弁をさせていただきます。

令和2年3月末の時点でありますが、身体障害をお持ちの方13名、精神の障害の方が5名、難病の方が2名という内訳になってございます。

なお、身体障害の方の部位の件でございしますが、四肢等含める肢体が7名、臓器等の内部障害が3名、それから、視覚障害が3名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 質問がありますから、よろしくをお願いします。

今定例会において、決算審査の監査に従って3件質問したいと思います。

まず、税務住民課長にお伺いします。決算審査意見書の3ページの、町税についての不納欠損処分について、今回は20件、135万1846円で、前年分は8件で18万6929円だったという。議案調査会で課長から資料が示されて説明を受けまして、過去3か年の中で平成26年が98万6713円で突出して多かった。平成27年、平成28年がそれぞれ24万円、12万円で、この多くなった原因というのは、平成26年度の不納欠損が多かったという報告です。

町税の収納におかれましては、今回も表彰を受けまして、努力していることは大変素晴らしいと思いますけれども、この監査から指摘された、やむを得ない不納欠損が増えていることに対する対応とか、いつでもやむを得ない事情があることは分かるんですけれども、そうなる前に対策を打ってれば、こういう形にならないと思いますけれども、その対策について課長にお伺いします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 11番八島博正議員の質問にお答えいたします。

不納欠損についての取組は、ということでございますけれども、税務住民課といたしましては、滞納者に対する納税相談等々含めて進めているわけでございますけれども、どうしても財産がない、所在が分からないというのであれば、徴収しようもございませんので、法令に則って処分停止という形で対応をせざるを得ないということになります。ただし、処分停止中の期間においても、しっかり滞納者の状況については、所在あるいは財産等も含めて何度となく調査等をしておりますので、少しでも不納欠損にならないように、常日頃の業務の中で調査を進めているということで、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） とにかく、不納欠損になってしまってからでは遅いので、その前にできるだけ早く、ならないような対策をしてほしいと思います。

次に、3番松浦議員から、先ほど質問がありましたけれども、建設課長にお尋ねします。

監査からの報告も指摘がありました。住宅使用料、駐車場の料金も含めて1036万2158円の収入未済額があると。恐らくこの数字は、3月31日の時点で閉めておりますので、今、9月になりましたので、それまでの間、取り戻して少なくしていると思いますけれども、現況について、建設課長をお願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 11番八島博正議員のご質問にお答えいたします。

この使用料、住宅使用料についてでございますが、ご指摘のとおり収入未済額は、住宅と駐車場使用料合わせますと1036万2000円ほどございました。その後の収納によりまして、8月末現在ではございますが、840万4000円となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 決算書を見ますと、住宅と駐車場使用料の両方の調定額は7070万円ぐらいなんです。その中で1000万円近くの滞納というのは、滞納率が15%近い、それが、今回の件で大分減っておりますので、なお一層の収納の努力をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。建設課長。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

この未納額につきましては、本来であれば歳入を見込んだものでございまして、この数字を真摯に受け止めまして、今後も適切な督促等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 監査の指摘どおり、やはり未収金の回収に今後も一層の努力をお願いしたい。

続きまして、残業の問題。超過勤務についてお尋ねしたい。

まず、総務課長。今回の補正予算書を見ますと職員の数が108名となっておりますけれども、3月31日の調査時点では何名だったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

3月31日現在の職員数というご質問であります、118名です。一般会計のみではなくて、特別会計の職員数も含めた職員数ということで回答とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 超過勤務の、今定例会の決算書で計上されている総額が7000万円を超えている。去年は、この決算書によりますと、いわゆる選挙の年で、町議会議員選挙、あるいは県議会議員の選挙、参議院の選挙、それから、10月には台風19号の被害がありまして、災害対策費だけでも602万円の超過勤務。参議院議員の297万1000円は、これはいつものことで、全額補填されますけれども、そのほか、商工費においては496万4217円でありますから、約500万円の超過勤務。

今、総務課長から答弁がありました職員が118名、その中で残業手当を支給されない人、超過勤務対象にならない人は管理職だと思う。管理職は町の資料によりますと15名。そうすると、大体100名ぐらいの職員のうち、監査で指摘された月100時間を超える職員が30人いると。100人のうち30人です。月100時間というのは、土曜日曜も休みですから、大体20日間なんですよ。1日4時間という計算になりますけれども、恐らく土曜日曜も出勤して、その土曜日曜の出勤があるから100時間になると思うんですけれども、この月100時間を超える、その勤務内容とはどういう状況なんでしょうか。現況について総務課長に説明を求めます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいま、月に100時間以上の勤務者が延べ30人というお話しであります。実績といたしますと、昨年であれば100時間を超えた人数が多いのは、7月、10月、今年に入ってから3月です。

時期的には選挙の時期、あとは災害復旧が急がれる時期ということで、そのような業務に携わった職員ということで認識をしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 11番八島博正君。

11番（八島博正君） そこで、副町長にお尋ねします。全部で私の計算では今回の決算書に上げられた超過勤務の金額は、7041万4374円、約7000万円になる。

私が毎年決算の議会で申し上げておりますが、人件費を削減するには、超過勤務をとにかく少なくする、それでないと人件費を削減する方法が見当たらない。いわゆる職員の給与は決められた形で、そこを少なくできる範囲内というのは、超過勤務をどうするかという対策だと思います。この現況を見て、いろんな対策をやっておるのは分かりますけれども、まだまだ足りなかったのではないかと思うんですけれども。副町長の立場から、職員の働き方を含めて、職員の健康管理も含めて、どのような考えで行政にあたっているのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度の超過勤務、約7000万円ということで、非常に本町の職員に負担が

かかっているんじゃないかということでございますけれども、超過勤務の状況につきましては、平成28年度をピークに年々減少してきたところでございますけれども、平成31年度につきましては、先ほど総務課長も答弁しておりますけれども、選挙が3つございました。さらには台風19号被害に対応しなくてはならないということで増加をしております。

ただ、それにいたしましても非常に高い状況でありますので、まずその対策といたしましては、組織等検討委員会等を開催いたしまして、まず業務の見直しに着手をしているところでございます。

さらには、ノー残業デーの取組、これらについての具現化も今検討しているところでございます。

さらに、定期の人事異動等によります配置換え、さらには超過勤務の多いところに対してはできるだけ職員を配置するというのを考慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

併せまして、健康管理の面から、産業医等を含めまして庁舎内においても様々な対策を講じているところであります。先ほど申し上げましたところも再度チェックをしながら超過勤務の縮減へと努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） とにかくこれは全体の問題だと思うんですけれども、監査から指摘されるようなこの勤務体制は、なるべくみんなでなくすような、どうやったらいいかというのをみんなで考えなくてはならないと思っております。

最後に町長にお尋ねします。

今回の監査報告の中には、町全体の執行体制について述べられております。例えば、執行率が去年は94.2%だったんですけれども、今年は84.3%に下がっている。それで、監査の指摘でもありましたけれども、予算はやはり予算どおり町民のため、福祉のため、あるいはまた、これからの町のためにももっとちゃんと使わなくては駄目だよと、執行率を上げなさいという結果なんです。

その結果、今年は7億2883万7000円の黒字決算になって、予算現額に占める割合が10.8%と、去年よりもこの差が多くなった。

逆に言うと、当初予算に対して決算の結果を見ますと、それだけ執行率も下がっているし、町民に対する福祉、行政サービス、これでいいのかなと思っておりますけれども、この執行率の問題とか、予算あるいは決算の状況を見て、町長はいかなる感想を持っているのか、監査の指摘をいかに捉えているんでしょうか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうから八島議員のご質問にお答えを申し上げさせていただきます。

皆さんご承知のように、昨年度の決算につきましては、歳入が68億円、そして歳出が60億円ということで、繰越財源を差し引いた実質収支7億2000万円余の黒

字になったということでございます。

これにつきましては、様々な要因が考えられます。

まずは、やはり台風19号がございました。本来やるべき様々なイベントとか各種事業等々、かなりのものがそこで実施できなかったということがまず1つあるのかなと思っております。

それから、また、コロナ禍の中、2月、3月コロナ問題も発生いたしまして、その時点において、やはり事業の実施等々の、様々な事情が出てきたということもある意味ではあるのかなと考えております。

それ以上に実は、歳入面で結構多くの歳入の金額があるということでございます。

例えば、復興特別交付税、台風第19号に伴う特別交付税等々、多くの歳入があったということで黒字決算になったということでございます。

ただ、3月補正でしっかり何とかできなかったのかなというお叱りもあるんじゃないのかなと思っておりますけれども、やはり台風第19号に関する状況がありましたんで、やはりやるべきことは町民の目線に立って、先ほど八島議員がおっしゃったように、実施する方向でということもありました。結果的にコロナ問題が急に浮上したということになりまして、他の事業が実施できなかったという面等々がありまして、こういった大幅な黒字決算になったものと私は考えております。

実は、繰越し、いわゆる黒字決算ですから、7億2000万円繰り越して町で次年度使えるお金になったということでございます。

これにつきましては、しっかりと起債の償還財源に充てる、そして繰越財源に充てながら、いわゆるコロナ禍の様々な対応、6月、9月の事業実施の財源等々に充ててきております。現在5億8000万円ほどの財源が残されておりますので、これは八島議員がおっしゃったように、その時点ではそういう結果になりましたけれども、今後どうするんだということを見据えなくてはならないと思っています。

したがって、この5億8000万円についても、今後新型コロナウイルスに関するいろんな事業に充当する、あるいはそれ以外の、12月補正等々で充当できる部分もあるかなと考えておりますので、そういったことを十分意識をしながら町民に還元するイメージを常に持ちながら対応していくことが必要かなと思っております。

幾度か佐藤定男議員にも質問を受けております。余らせたらだめじゃないの、やるものやったらいいんじゃないのというお叱りを受けてきましたので、やはりそれは非常に重要なことだろうと思っております。

ただ、一方において、いわゆる健全財政をどうするのかということも非常に大切です。この小さい国見町、実は来年度から復興創生期間が切れます、国のほうでは正式な方針は出していません。なかなか厳しい状況もございますので、そういったことも総合的に勘案しながら、財源については、十分町民目線、それから財政の健全化というものをウィン・ウィンの関係にぜひなるようにしっかり対応していく必要があるかなと思っております。

ということで、今後この基本的な考え方をしっかりと後継に期待を持ちながら、対

応していただくように、継続させていただくということで、ご答弁とさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 町長の考えを聞いて、そのとおりだと思います。しかも今回、町債の繰上償還に2億以上のものも充てるという形で、将来の負担を少なくするという方向でやっていくのが見えてますので、非常にいいことだと思いますけれども、少なくとも年度末の監査で、予算執行上これは駄目だよ、予算の有効活用を図ってくださいという指摘がされないような行政を執り行ってもらうことを希望して質問を終わります。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 先ほど、浅野議員から地産地消のことでご質問ありました件について、お答えをさせていただきたいと思います。

町内産の産物の活用割合ということなんですけれども、平成29年度が21.4%、平成30年度が32.8%、令和元年度が33.3%ということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、給食センターとしましても、町内産、地元産ということで地産地消については今後とも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 申し訳ありません。先ほど、佐藤 孝議員からご質問いただいたお答えできなかった部分、お答えさせていただきたいと思っております。

平成30年度の要望事項の実施状況でございます。要望いただきましたのが118件でございます。実施できましたのが57件ございまして、実施率といたしましては48.3%というような数字となっております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） それでは、これから討論を行います。

討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 認定第1号についての討論でございます。

一般会計についての決算であります。そこには町道116号線の建設に関わる支出があります。

この事業は、歴史公園蓮池の整備とほかの事業などがセットになっております。116号線については、必要不可欠の事業ではないことを以前から申し上げております。ほかの事業とセットでなければ進められないということは、補助金の在り方にも、疑義を求めなければならないこととなります。

私は、この町道 1 1 6 号線の事業を除いて本件を認めることといたします。
以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。
佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 私は、決算認定について賛成の立場で申し上げます。

ただいま、浅野議員のほうから町道の件について、決算の内容については否定するというお言葉がありましたけれども、町道の件につきまして、前から申し上げておりますけれども、まちづくりの計画の一環としての位置づけと私は考えております。このまちづくりの計画に沿って助成のほうが進んでおりまして、早くその計画達成を皆さん待ち望んでいると思います。

また、その他につきましても、決算認定全般につきましては予算に基づきまして執行されており、また、収支におきましても一定の水準を確保しているということで、私は決算について賛成の立場で意見を申し上げます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。
渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 私も、この決算認定につきましては、賛成の立場から言わせていただきます。

先ほど来、町道 1 1 6 号の件につきまして出ておりますけれども、町の全体を通したときに、あの 1 1 6 号はどういう位置づけになっているかと考えた場合に、あの道路は真っすぐ駅に向いている。

この構想といえ、駅前まで 4 号線から行ける道路というものは、長年の夢だったと思うのです。その夢が、いろいろな道をたどって懸案となってそのままできなかったものが、できる方向に向かっているということはすばらしい、商店街が空洞化するのではないかという懸念もありますけれども、町を通して、駅前まで道路ができるということは、やはりこれは長年の夢を実現できるということを考えて場合に、賛成の意見として決算認定を考えるべきだと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） それでは、これから認定第 1 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第 1 号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 1 1 時 4 0 分まで休議いたします。

（午前 1 1 時 2 6 分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 40 分）

◇
◇認定第 2 号 令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第 2、認定第 2 号「令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 認定第 2 号、令和元年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第 2 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第 2 号は原案のとおり認定することに決しました。

◇
◇認定第 3 号 令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第 3、認定第 3 号「令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） 認定第 3 号、令和元年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第4号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第4、認定第4号「令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第4号、令和元年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時54分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇認定第5号 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「令和元年度国見町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第5号、令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第6号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第6号、令和元年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねをしたいと思います。

この国民健康保険特別会計なんですが、監査の審査結果の意見を見ますと、不納欠損分については11件の380万何がしとなっております、欠損額は前年度と比べ増加しており、その中でもいずれも生活困窮者ということがあります。所在不明者なども含んでおりますけれども、やむを得ない処理と認められるということなんですが、この部分については私も同感でありますけれども、このいずれも生活困窮者だということについて、医療保険でありますので、生命にも関わるし、今現在、貧富の格差が言われておりますので、こういう方が今後も増えるのではないかと懸念をするところでありまして、このような方々に対しては、私の考えでありますけれども、生活保護も含めた対処が必要ではないかと思いますが、町としてはどのような考え方でしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 10番浅野議員のご質問にお答えをいたします。

不納欠損の部分については、お話のとおりでございまして、11件となっております。前年度と比較をしますと68万円ほど多くなっておりますが、この不納欠損につきましては、居所の不明あるいは生活困窮、無財産という方を含んでの部分でございまして、

ただ、生活困窮無財産というところで無条件にということでは当然ございませんので、その部分についてはしっかりと調査をして、無財産であるということによって徴収停止をかけて、そこから3年が経過をして、今回欠損という形になってございます。

その意味で、不納欠損になる前にしっかりとした手当てをしてやっているというところをご理解をいただきたいというふうに思っておりますが、では、その生活困窮あるいは無財産の方について、これから今後どうなるかということも含めてのお話でございまして、実際に今年度、コロナ禍の影響にもあるということもございまして、これから生活困窮される方が増えてくる可能性はあると認識をしておりますが、あくまでも国保の部分につきましては、きちんと保険料をいただいて、その保険料で運営をしていくということが基本でございまして、今までとその部分の対応については、何ら変わらないということをご理解をいただければというふうに思っております。

ただ、以前にもご指摘をいただきましたが、この国民健康保険、医療の保険でございまして、医療にかかることができないということはないように、そこは慎重に対応をしていきたいと考えてございます。

なお、生活保護の部分であります。これは国の制度に関わる部分であって、私もきちんと相談を受けるということはやっておりますが、県が一義的には判断をするというところではございまして、その状況、そのケースに応じてということになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 国保の財政調整基金について伺います。

以前の制度ですと、何度も言われておりますが、1か月分の医療費、保険給付費を賄うだけの財政調整基金があれば何とかなるだろうということでの水準としての目安がありました。

制度が変わりまして、現在どういう目安になっているのかお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 2番佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

財政調整基金のあるべき姿といいますか金額的な部分ということのご質問でございまして、以前は確かに1か月分の医療費に相当する額程度の基金を持つべきではないかということで、これは厚生労働省、あるいは県からの指導もあってそのようなこと

をやっていたというところは根拠になっているかと思いますが、平成30年度から国保制度が変わりまして、今は県からの交付金で医療費を支払うと。町については、保険税を集めた分について納付金という形で県に納めるということになってございますので、今現在、その基金の使い道につきましては、いわゆる保険税の算定のときにどのように判断をするかというところが主なものなのかなと考えてございますが、今後の必要額についての部分のお話しでございます。

実は、この件につきましては、今現在、核となる論拠を持って幾らということを示されているものはございません。ですが、今年度、福島県が国保の運営方針を改定するという年にあたってございまして、今、県あるいは市町村も含めてなんですけど、検討を進める中で示されてございますのが、保険料の統一の時期を令和13年度とする案で今現在検討をされているという状況でございます。

この令和13年度での統一になった場合に、基金についてはどのような役割あるいは額が必要かということにつきましては、県で改めて検討をして示すということになってございますので、これからの協議の行方ということになるかと思っております。

大変申し訳ありませんが、以上のような状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 私が分からないのは、令和2年度、実際に毎日動いているわけですよね、国民健康保険会計についても。

それで、推測の話ですから、あまりはっきりしたこと言えませんが、これまでの例を見れば、当然基金に積む積まないの議論になるわけでしょう、最終的にお金が余るから。

それで、水準が分からないと、どの程度基金に積むべきなのかという議論にならないわけですよね。ですから、3月の時期までには県の方向性が果たして出るのか出ないのか。出ない場合については、今年度の基金の取扱いをどうするのか。その点についてだけお答えください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをさせていただきます。

来年の3月までに県のほうできちんとしたものが出るかどうかというところも含めてだと思いますが、今の状況で令和13年度の統一を目指すということの検討に入っているという段階ですので、来年の3月までにそれが示されるかどうかというのはちょっと難しいのかなという感覚を持っております。

ただ、では来年度の決算を迎えたときに、いわゆる差引きの部分をごどのようにするかということにつきましては、基本的には基金に積み込むというところを視野に入れながら、ただ、現実的に私どもで翌年度に繰り越して、それを保険税の算定のときに考えるということもございまして、実際には翌年の3月というよりも、来年度の

6月の保険税の算定のときに明らかにしていくことかなど、そんなふうにご考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第7号 令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第7号、令和元年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 認定第8号、令和元年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 令和元年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「令和元年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第9号、令和元年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 令和元年度国見町水道事業会計決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第10、認定第10号「令和元年度国見町水道事業会計決算

認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第10号、令和元年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告（請願第1号、陳情第11号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、常任委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託されました請願第1号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、村上 一君。

5番（村上 一君） 今定例会におきまして産業建設常任委員会に付託された請願第1号の審査結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、9月3日、午後1時より役場中会議室において開催し、会議には委員5名と、説明のため澁谷環境防災課長、職務のため松浦事務局長が出席しております。

請願第1号であります。本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する請願であります。

請願の趣旨は、国の小委員会は、福島第一原子力発電所から発生する放射能に汚染された水の処理方法について、大気か海洋への放出が現実的で、海洋放出が確実だとする報告書が出されました。福島県内では、この間、風評という名の実害被害に苦しむ中、安全性と信頼を回復するために様々な努力が重ねられてきました。海洋や自然界への放出という選択は、これまでの努力を根底から覆し、さらなる風評被害や分断をもたらし、復興をさらに遅らせることになり、容認できません。

福島第一原発の汚染水タンクの全量を海洋放出するには、約30年から40年かかると言われております。トリチウムは研究段階で除去する技術が開発されていることから、当面、敷地内外で地上保管を継続し、根本的な解決策を図るとともに、風評対

策の拡充及び強化を求めるべきとの結論となり、全会一致で採択すべきと決しました。
よろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから請願第1号の討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから請願第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、請願第1号は採択と決しました。
次に、総務文教常任委員会に付託されました陳情第11号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。
松浦和子君。

3番（松浦和子君） 令和2年第5回定例会において総務文教常任委員会に付託されました陳情第11号1件につきまして審査結果を報告いたします。

本委員会は、去る9月3日、午後1時より委員会室において委員全員の出席のもとで開催いたしました。この会議には、職務として大栗書記が出席しております。

陳情第11号の審査の結果を報告いたします。

陳情第11号は、国に対し再審法の改正を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

本陳情を慎重に審査いたしました。委員それぞれの意見を求めた結果、内容においてまだ検討の余地があるとの意見がありました。

本委員会は、全会一致で陳情第11号を継続審査とすることに決定いたしました。
以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を省略し、陳情第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

◇ ◇ ◇
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。
(午後1時57分)

◇ ◇ ◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。
(午後2時00分)

◇ ◇ ◇
◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、8件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。
したがって、この8件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。
(書記 議案提出書を朗読)

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第56号「工事請負契約について」につきましては、令和2年度緊急防災・減災事業、国見町児童高齢者福祉施設空調設備改修工事について、9月1日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定をいたしたところでございます。

本件は、予定価格が5000万円以上となりますことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

同意第10号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、石川博利委員が令和2年9月30日をもって任期満了となりますことから、後任候補として引地 亨君を適任と認め任命したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、菅野俊光委員が令和2年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き菅野俊光君を適任と認め選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

同意第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

て」につきましては、安田博三委員が令和2年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き安田博三君を適任と認め選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇議案第56号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第56号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第56号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第13、同意第10号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第10号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第10号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇
◇同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長（東海林一樹君） 日程第14、同意第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第11号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第11号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇
◇同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長（東海林一樹君） 日程第15、同意第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第12号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第12号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇
◇発議第5号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水の
海洋放出に関する意見書

議長（東海林一樹君） 日程第16、発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所事故で
発生した放射能汚染水の海洋放出に関する意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第5号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者から提案理由の説明を求めます。5番村上 一君。

5 番（村上 一君） 提案理由は、ただいま書記が朗読したとおりであります。

速やかなる決定のほどよろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第 5 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第 17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の継続審査について

議長（東海林一樹君） 日程第 18、「常任委員会の継続審査について」の件を議題といたします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第 19、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 令和2年第5回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご高配を賜り、原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方からいただいたご意見などを十分踏まえまして、私の残された任期、11月26日まででございます、全力を尽くして町政執行にあたってまいりたい、このように考えてございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、特にコロナ禍の問題、それから、まだまだ暑さが続きますので十分お体にご留意されまして、今後とも復興、町政の進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) これをもって、本日の会議を閉じます。

令和2年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時29分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月11日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 渡 辺 勝 弘

同 署名議員 松 浦 常 雄